# ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針 ガイダンス

第1章 総則

第2章 ヒトES細胞の分配

第3章 ヒトES細胞の使用等

第4章 雜則

第5章 附則

(参考) 様式

(別冊) ヒトES細胞使用計画の実施の手引き

平成27年3月24日

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

本ガイダンスは、それぞれの条文の趣旨や経緯、用語の意味を説明したものです。また、 最後に申請様式及び使用の手引きを添付しています。

今後の運用状況等を勘案し、随時改訂していく予定ですので、 ご意見やご質問がありましたら、以下の問い合わせ先までご連絡下さい。

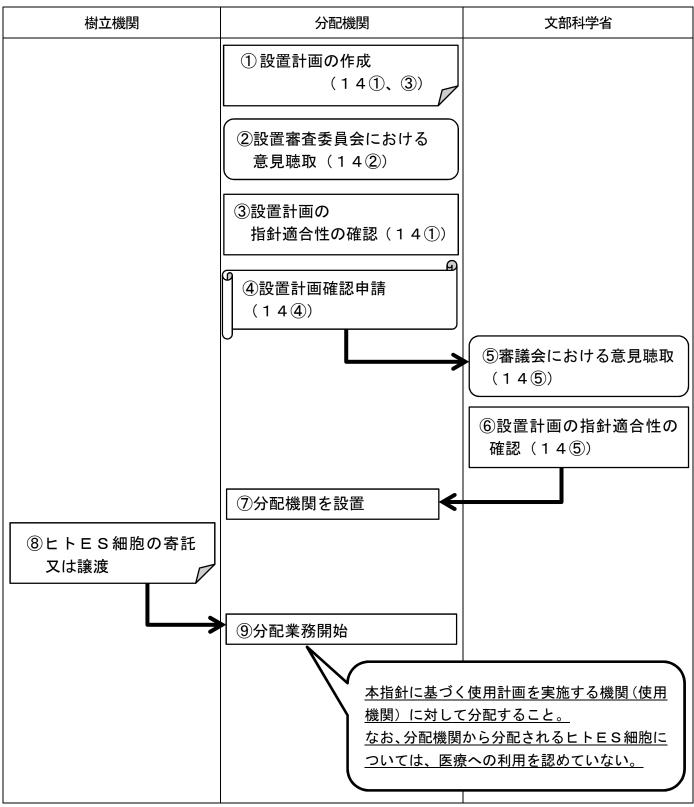
# 【問い合わせ先】

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

E-mail: e t h i c s @ m e x t. g o. j p

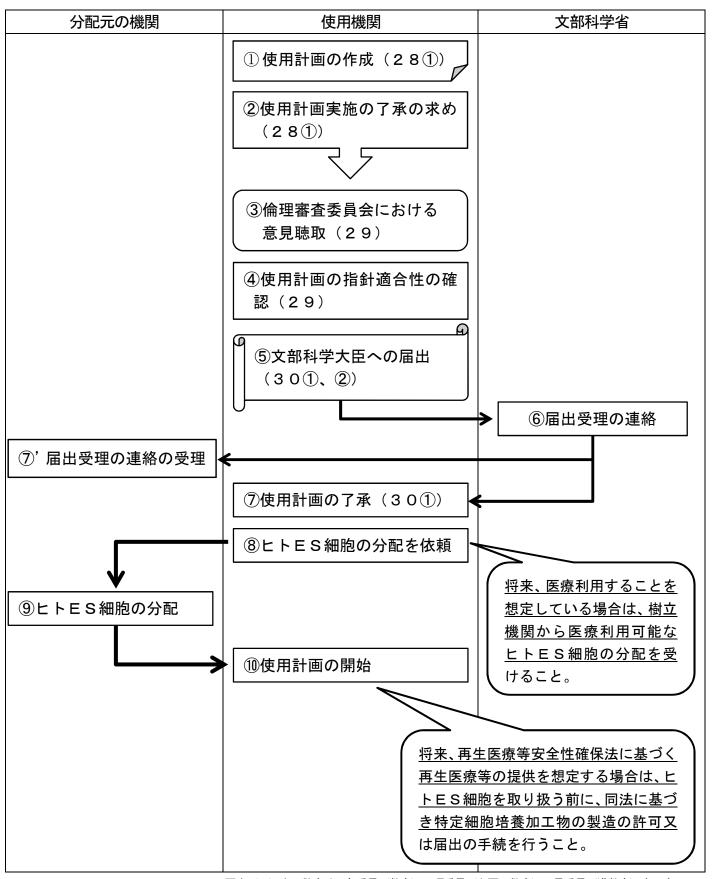
FAX : 03 - 5253 - 4114

# ヒトES細胞分配業務開始までの流れ



図中()内の数字は、条番号(数字)、項番号(丸囲み数字)、号番号(漢数字)を示す。

# ヒトES細胞の使用計画開始までの流れ



図中()内の数字は、条番号(数字)、項番号(丸囲み数字)、号番号(漢数字)を示す。

# 第1章 総則

#### (目的)

第一条 この指針は、ヒトES細胞が、医学及び生物学の発展に大きく貢献する可能性がある一方で、人の生命の萌芽であるヒト胚を使用すること、ヒトES細胞が、ヒト胚を滅失して樹立されたものであり、また、全ての細胞に分化する可能性があること等の生命倫理上の問題を有することに鑑み、ヒトES細胞の取扱いにおいて、生命倫理上の観点から遵守すべき基本的な事項を定め、もってその適正な実施の確保に資することを目的とする。

#### <解説>

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(平成16年7月23日総合科学技術会議)において、「人」へと成長し得る「人の生命の萌芽」であるヒト受精胚は、「人の尊厳」という社会の基本的価値を維持するために、特に尊重しなければならないとされている。また、「人クローン胚」についても、母胎内に移植すれば人になり得る可能性を有しており、「人の生命の萌芽」としてヒト受精胚と倫理的に同様に位置付けることを基本方針としている。ヒトES細胞は、これら「人の生命の萌芽」たるヒト胚を滅失して樹立されるものであり、また、全ての細胞に分化する可能性がある、半永久的に増殖させることができるといった生命倫理上の問題を有するものである。

本指針は、これらを踏まえ、ヒトES細胞の取扱いにおいて、生命倫理上の観点から遵守すべき基本的な事項を定めたものである。

なお、ヒトES細胞を医療(臨床研究及び治験を含む。)の用に供する場合においては、本指針に定める事項のほか、別途、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号。以下「再生医療等安全性確保法」という。)又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)の規定を遵守する必要があるので、留意すること。

#### (定義)

- 第二条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 一 胚 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第百四十六号。以下「法」という。) 第二条第一項第一号に規定する胚をいう。
  - 二 ヒト胚 ヒトの胚 (ヒトとしての遺伝情報を有する胚を含む。)をいう。
  - 三 ヒト受精胚 法第二条第一項第六号に規定するヒト受精胚をいう。
  - 四 人クローン胚 法第二条第一項第十号に規定する人クローン胚をいう。
  - 五 ヒトES細胞 ヒト胚から採取された細胞又は当該細胞の分裂により生ずる細胞であって、胚でないもののうち、多能性(内胚葉、中胚葉及び外胚葉の細胞に分化する性質をいう。)を有し、かつ、自己複製能力を維持しているもの又はそれに類する能力を有することが推定されるものをいう。
  - 六 分化細胞 ヒトES細胞が分化することにより、その性質を有しなくなった細胞をいう。
  - 七 生殖細胞 始原生殖細胞から精子又は卵子に至るまでの細胞をいう。
  - 八 樹立 特定の性質を有する細胞を作成することをいう。
  - 九 第一種樹立 ヒト受精胚を用いてヒトES細胞を樹立すること(次号に掲げるものを除く。)をいう。
  - 十 第二種樹立 人クローン胚を作成し、当該人クローン胚を用いてヒトES細胞を樹立することをいう。
  - 十一 樹立機関 ヒトES細胞を樹立する機関をいう。
  - 十二 分配機関 ヒトES細胞(基礎的研究の用に供するものに限る。)を使用する第三者に分配することを目

的として樹立機関から寄託されたヒトES細胞の分配をし、及び維持管理をする機関をいう。

- 十三 使用機関 ヒトES細胞を使用して基礎的研究を行う機関(海外使用機関を除く。)をいう。
- 十四 臨床利用機関 法令に基づき、医療(臨床研究及び治験を含む。)に用いることを目的としたヒトES細胞の使用のための手続を経てヒトES細胞を使用する機関をいう。ただし、ヒトES細胞を使用して基礎的研究を行う場合を除く。
- 十五 海外使用機関 日本国外にある事業所においてヒトES細胞を使用して基礎的研究を行う機関をいう。
- 十六 海外分配計画 樹立機関が行うヒトES細胞の海外使用機関に対する分配(基礎的研究の用に供するものに限る。)に関する計画をいう。
- 十七 使用計画 使用機関が行うヒトES細胞の使用に関する計画をいう。
- 十八 分配責任者 分配機関において、ヒトES細胞の分配を総括する立場にある者をいう。
- 十九 使用責任者 使用機関において、ヒトES細胞の使用を総括する立場にある者をいう。
- 二十 インフォームド・コンセント 十分な説明に基づく自由な意思による同意をいう。

#### <解説>

<u>第1号</u>: 胚という語は、哺乳綱以外の動植物に対しても用いられるが、本指針はヒトES細胞に関するものであり、ヒト又は哺乳綱に属する動物を想定して作成された「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」(以下「クローン技術規制法」という。)の定義を用いる。

《参考》クローン技術規制法第2条第1項

一 胚 一の細胞(生殖細胞を除く。)又は細胞群であって、そのまま人又は動物の胎内において発生の過程を 経ることにより 一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成を開始する前のものをいう。

<u>第2号</u>:「ヒトとしての遺伝情報」とは、核DNAの遺伝情報を指し、ミトコンドリアDNAの遺伝情報は含まない。

#### 第3号:

《参考》クローン技術規制法第2条第1項

六 ヒト受精胚 ヒトの精子とヒトの未受精卵との受精により生ずる胚(当該胚が1回以上分割されることにより生ずるそれぞれの胚であって、ヒト胚分割胚でないものを含む。)をいう。

# 第4号:

《参考》クローン技術規制法第2条第1項

十 人クローン胚 ヒトの体細胞であって核を有するものがヒト除核卵と融合することにより生ずる胚(当該 胚が1回以上分割されることにより生ずるそれぞれの胚を含む。)をいう。

<u>第5号</u>: ヒトES細胞 (Embryonic Stem Cell; 胚性幹細胞) は、現時点では、それ自体が個体になることはないとされているものの、生体を構成するあらゆる種類の細胞に分化する可能性があること、また、半永久的に増殖する能力があることを大きな特徴としていることから、このように定義した。

哺乳綱においては、ES細胞は発生初期の胚(胚盤胞)から樹立される。胚盤胞は、一層の細胞層からなる外側の部分とその内側にあるいくつかの細胞の塊からなる。外部(栄養外胚葉)は将来胎盤となる部分であり、内部(内部細胞塊)は将来胎児となる部分である。ES細胞はこの将来胎児となる内部細胞塊から作成されるものであるため、生体を構成するあらゆる種類の細胞に分化し得る能力(多能性)を有すると考えられる。一般に生体を構成する全ての種類の細胞に分化できる能力を全能性又は多能性と言うが、全能性という語はそれ自体が個

体へと発生し得る場合に使い、個体発生まで至らない場合に多能性という語を使うことが多い。ES細胞の場合は、それだけでは個体発生までには至らないため、「多能性を有し」、としている。

第6号:「その性質」とは、多能性及び自己複製能力又はそれに類する能力をいう。

第7号:「始原生殖細胞」とは、将来、精子や卵子に分化する細胞をいう。

第12号: 医療(臨床研究及び治験を含む。)の用に供するヒトES細胞については、分配機関ではなく、本指針に基づき、使用機関を通して臨床利用機関に分配される。

第13号:「使用機関」の「使用」とは、基礎的研究を行うことをいう。

第14号:「法令」とは、再生医療等安全性確保法及び医薬品医療機器等法並びにこれらに基づく政省令及び告示を指す。

「臨床利用機関」としては、具体的には、再生医療等安全性確保法の規定に基づいて、特定細胞培養加工物の製造の許可若しくは届出を経てヒトES細胞を取り扱う機関、再生医療等提供計画を提出してヒトES細胞を用いる再生医療等を提供する機関、医薬品医療機器等法の規定に基づいて、治験計画届を提出してヒトES細胞を用いた治験を実施する治験依頼者及び治験実施医療機関等が該当する。

なお、実際には、臨床利用機関が使用機関と同一の機関の場合もあり得るが、ヒトES細胞を使用して基礎的研究を行う場合においては、本指針上、使用機関として扱われることとなる。

#### (適用の範囲)

第三条 この指針は、ヒトES細胞の分配(樹立機関が行うものを除く。)及び基礎的研究の用に供する使用について適用する。

#### <解説>

本指針でいう「分配」は、分配機関または使用機関が行うものに限られる。樹立機関が行う分配については、 ES樹立指針において規定している。

# (ヒトES細胞に対する配慮)

第四条 ヒトES細胞を取り扱う者は、ヒトES細胞が、人の生命の萌芽であるヒト胚を滅失させて樹立された ものであること及び全ての細胞に分化する可能性があることに配慮し、誠実かつ慎重にヒトES細胞の取扱い を行うものとする。

#### <解説>

ヒト胚は、「人」そのものではないとしても、「人」へと成長し得る「人の生命の萌芽」として位置付けられるべきものであり、「人の尊厳」という社会の基本的価値の維持のために、特に尊重されるべき存在である。さらに、ヒトES細胞は、生殖細胞にも分化する多能性を有しており、新たな人個体の産生に関与し得るものである。これらを踏まえ、ヒト胚及びヒト胚を滅失して樹立されたヒトES細胞については、本指針の規定に基づくとともに、本指針に規定されないことについても、「誠実かつ慎重に」取り扱うことが求められている。

# 第2章 ヒトES細胞の分配等

# 第1節 分配の要件

(分配に供されるヒトES細胞の要件)

第五条 分配に供されるヒトES細胞は、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。

- 一 ヒトES細胞の樹立に関する指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「ES樹立指針」 という。)に基づき樹立されたヒトES細胞又はこの指針に基づき海外から分配を受けたヒトES細胞(基 礎的研究の用に供するものに限る。)であること。
- 二必要な経費を除き、無償で分配、寄託又は譲渡されたものであること。

#### <解説>

第1号:「この指針に基づき海外から分配されたヒトES細胞」とは、第21条第3項第2号に規定されているように、海外の樹立機関においてES樹立指針と同等の基準に基づき樹立されたヒトES細胞のことである。

なお、「ES樹立指針と同等の基準」に基づくものかどうかについては、以下に掲げる4つの事項を満たすかどうかで判断する。

- 樹立の用に供するヒト胚が、生殖補助医療に用いられなくなるものであること (当該胚が凍結されたか どうかは問わない。)。
- 適切なインフォームド・コンセントの手続により胚が提供されること。
- 胚の提供は必要経費を除き無償であるとともに、当該胚から樹立されたヒトES細胞も必要経費を除き 無償で分配されるものであること。
- 当該ヒトES細胞について、国外での研究使用が認められていること。

第2号:「必要な経費」とは、ヒトES細胞の輸送に係る経費など、ヒトES細胞の譲渡に際し、現に必要となる実費をいう。

### (使用機関に対する分配の要件)

- 第六条 使用機関に対するヒトES細胞の分配は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。
  - この指針に基づき使用計画を実施する使用機関に対してのみ分配をすること。
  - 二 必要な経費を除き、無償で分配をすること。
- 2 分配機関は、この指針に基づく使用計画を実施する使用機関がヒトES細胞の分配を要求した場合には、やむを得ない場合を除き、分配をするものとする。

#### <解説>

第1項第1号:分配機関においては、本指針に基づき文部科学大臣に使用計画が届け出られているかどうかを使用機関に確認の上、分配を行うこと。

なお、分配機関から臨床利用機関に対し、ヒトES細胞を分配することはできない。

第1項第2号:「人の生命の萌芽」たるヒト胚から樹立されたES細胞の分配により利益を得ることは、倫理的に 適当ではない。このため、その分配に際しては、保存、輸送等に必要な経費を除き、無償で行うこと。 <u>第2項</u>:「やむを得ない場合」とは、使用計画がインフォームド・コンセントを受けた内容に反するものである場合 (例えば、遺伝子解析や生殖細胞の作成等について同意が取れていないヒトES細胞について、当該行為を伴う使用計画の実施のために分配を求められた場合)等に限られる。

#### (臨床利用機関に対する分配の要件)

- 第七条 使用機関からの臨床利用機関に対するヒトES細胞の分配は、分配に供されるヒトES細胞が分配機関から分配を受けたものでない場合であって、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。
- 一次に掲げる要件を満たすことを確保するため、使用機関が臨床利用機関と書面による契約を締結していること。
  - イ ヒトES細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法による個体の生成、ヒト胚 及びヒトの胎児へのヒトES細胞の導入並びにヒトES細胞から生殖細胞の作成を行わないこと。
  - ロ 分配を受けたヒトES細胞を、他の機関に対して分配又は譲渡をしないこと。
  - ハヒトES細胞の使用について遵守すべき倫理的な事項に関する規則が定められていること。
  - ニ ヒトES細胞の使用に関する倫理的な識見を向上させるための教育及び研修を実施するための計画が定められていること。
  - ホ 個人情報の保護のための十分な措置が講じられていること。
  - へ この条に掲げる要件に反することとなった場合においては、ヒトES細胞の分配をした使用機関にヒトES細胞を返還又は譲渡すること。
  - ト 作成した分化細胞を譲渡する場合には、当該分化細胞がヒトES細胞に由来するものであることを譲渡先に通知すること。
  - チ ヒトES細胞の使用を終了したときは、残余のヒトES細胞を廃棄し、又は分配をした使用機関に返還又 は譲渡すること。
- 二 必要な経費を除き、無償で分配をすること。

#### <解説>

使用機関が他の機関にヒトES細胞を分配することは、第23条において禁止しているが、本条はその例外について定めるものである。

すなわち、ヒトES細胞については、臨床利用する以前に動物実験等の非臨床試験を行うことが不可欠であるため、当該実験等を行う使用機関を通じて臨床利用機関に分配することとした。

「分配に供されるヒトES細胞が分配機関から分配を受けたものでない場合であって」と規定しているとおり、 使用機関は、分配機関から分配を受けたヒトES細胞を臨床利用機関に分配することはできない。

当該分配の要件として、臨床利用機関においてヒトES細胞が適切に取り扱われることを確保するため、書面による契約の締結を求めた。

なお、使用機関と臨床利用機関が同一の機関である場合、本号に掲げる事項が機関の規則に定められ、その遵 守が担保されている場合においては、書面による契約の締結は要しない。

# (海外使用機関に対する分配の要件)

- 第八条 海外使用機関に対するヒトES細胞の分配は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができる ものとする。
  - 一 第二十条第七項に規定する文部科学大臣の確認を受けた海外分配計画に基づき契約を締結した海外使用

機関に対してのみ分配をすること。

二 必要な経費を除き、無償で分配をすること。

# <解説>

海外使用機関においても、国内の使用機関におけるのと同等の倫理的取扱いが確保されるよう、分配の要件を 定めたものである。

第2号:海外へヒトES細胞を分配する際も、国内の使用機関への分配と同様に、保存、輸送等に必要な経費を除き、無償で分配すること。

なお、国内の使用機関の研究者が海外に異動し、引き続き異動先において日本国内で使用していたヒトES細胞を使用したい場合には、当該ヒトES細胞を分配機関又は分配元の樹立機関に返還又は譲渡のうえ、当該機関から異動先の海外使用機関に対して分配することとなる(分配を行う機関は、当該分配について、海外分配計画を作成し大臣の確認を受けることが必要。)。

# 第2節 分配機関

### (分配機関の基準)

第九条 分配機関は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 ヒトES細胞の分配等(分配をすること、寄託を受けること及び維持管理をすることをいう。以下同じ。) をするに足りる十分な施設、人員、技術的及び管理的能力並びに財政的基礎を有すること。
- 二 ヒトES細胞の分配等について遵守すべき技術的及び倫理的な事項並びにヒトES細胞の管理に関する事項に関する規則が定められていること。
- 三 倫理審査委員会が設置されていること
- 四 動物又はヒトの細胞の分配の実績を有すること。
- 五 ヒトES細胞の分配等に関する技術的能力及び倫理的な認識を向上させるために必要な教育及び研修(以下「教育研修」という。)を実施するための計画(以下「教育研修計画」という。)が定められていること。

#### <解説>

「人の生命の萌芽」であるヒト胚を滅失して樹立されたヒトES細胞の分配等が、適正かつ継続的に実施されるよう、満たすべき要件を定めたものである。

# 第1号:

- O ヒトES細胞の分配等に必要な専用の構造設備を有し、衛生管理や施錠等の安全管理が厳重に行える体制を有していること。
- ヒトES細胞に関する倫理的な識見並びにヒトES細胞の取扱技術に関する十分な専門的知識及び技 術的能力を有する者など、必要な人員を有していること。
- 上記の施設、人員等を安定的に維持しつつ、ヒトES細胞の分配等を継続的に実施するために十分な財 政的基礎を備えていること。

第2号: 当該規則には、第10条に定める分配機関の業務、第11条に定める分配機関の長が行う業務、第12条に定める分配責任者が行う業務の詳細のほか、ヒトES細胞の分配等に携わる研究者等が遵守すべき技術的及び倫理的な事項について定められていること。

第3号:第13条に規定する倫理審査委員会が機関内に設置されていること。

<u>第4号</u>:「動物又はヒトの細胞の分配の実績」とは、機関として動物の細胞あるいはヒトの細胞の分配を反復継続して行ってきた経験をいう。

<u>第5号</u>: 第1号においては、ヒトES細胞の分配等をするに足りる十分な人員、技術的能力を有することを求めているが、技術や社会の動向等に応じ、既に有する技術的能力及び倫理的な識見をより一層「向上」させることができるよう、最新の知見等に基づき、実効性のある教育研修計画を定めること。

その際、技術面の教育研修においては、幹細胞の取扱経験等に応じた内容とし、特に経験が浅い者に対し、凍 結保存、解凍、継代培養など、細胞培養に関する基本的な技術を向上することができるよう、留意すること。

また、倫理面の教育研修においては、ES樹立指針第6条第1項に規定する法令、国の指針及び本条第2号に 規定する規則等について、制定・改廃の経緯や内容等について理解を深めるものとなるよう、留意すること。

#### (分配機関の業務等)

第十条 分配機関は、ヒトES細胞の分配等をすることのほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 一度分配をされたヒトES細胞のうち使用機関において加工されたものを譲り受け、その分配をし、及び 維持管理をすること(ヒトES細胞を使用する研究の進展のために合理的である場合に限る。)。
- 二 使用計画(当該樹立機関が樹立したヒトES細胞を、当該樹立機関から分配を受けて用いるものに限る。) を実施する研究者にヒトES細胞の取扱いに関する技術的研修を行うこと。
- 2 分配機関は、ヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けに関する記録を作成し、これを保存するものとする。
- 3 分配機関は、ヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けに関する資料の提出、調査の受入れその他文部科学大 臣が必要と認める措置に協力するものとする。

# <解説>

分配機関が行う業務を第1項に定めるとともに、当該業務の適正な実施を保障するため、第2項(記録の作成・保存)、第3項(文部科学大臣への協力)を定めるものである。

なお、分配機関は、第2条第12号で定義するとおり、基礎的研究の用に供するヒトES細胞に限って取り扱うものであるため、医療利用を目的としたヒトES細胞を寄託して分配をさせ、及び維持管理させることはできないことに留意すること。

<u>第1項第1号</u>:本指針でいう「加工」とは、ヒトES細胞が有する多能性等の性質を失わせない範囲において、遺伝子マーカーを導入するなど、当該ヒトES細胞をより使い易くするための措置である。このため、分化細胞を作成することは「加工」には含まれない。また、「加工」がなされたヒトES細胞についても多能性を有していることから、前号に規定するヒトES細胞と同様に取り扱うこと。

なお、このような本指針における「加工」の定義は、再生医療等安全性確保法第2条第4項に規定する「加工」とは一致しない。すなわち、同法上の「加工」とは、「「再生医療等の安全性の確保等に関する法律、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて」(平成26年10月31日付け医政研発1031第1号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知)において、「細胞・組織の人為的な増殖・分化、細胞の株化、細胞の活性化等を目的とした薬剤処理、生物学的特性改変、非細胞成分との組み合わせ又は遺伝子工学的改変等を施すことをいうものとすること。組織の分離、組織の細切、細胞の分離、特定細胞の単離(薬剤等による生物学的・科学的な処理により単離するものを除く。)、抗生物質による処理、線条、ガンマ線等による滅菌、冷凍、解凍等は「加工」とみなさないものとすること(ただし、本来の細胞と異なる構造・機能を発揮することを目的として細胞を使用するものについてはこの限りでない。)。」とされている。

第1項第2号: 第1項は、分配機関が義務的に行う業務を定めたものであり、例えば、倫理的な研修や海外使用機関の研究者に対する技術的な研修など、本号に規定する研修以外の研修を必要に応じて実施することを妨げるものではない。

第2項:分配機関は、「人の生命の萌芽」であるヒト受精胚を滅失させて樹立されたヒトES細胞の分配等を行う者として、責任を持って業務を行い、その適正性を証明できるよう、必要な記録を作成、保存すること。

#### (分配機関の長)

第十一条 分配機関の長は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海外分配計画の妥当性を確認し、第二十条の規定に基づき、その実施を了承すること。
- 二 ヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けの状況を把握し、必要に応じ分配責任者に対しその留意事項、改 善事項等に関して指示を与えること。
- 三 ヒトES細胞の分配等を監督すること。
- 四 分配機関においてこの指針を周知徹底し、これを遵守させること。
- 五 樹立機関から寄託を受けたヒトES細胞の分配の実績について、当該樹立機関の長に定期的に報告を行う こと。
- 六 ヒトES細胞の分配等に関する教育研修計画を策定し、これに基づき教育研修を実施すること。
- 七 前条第一項第二号に規定する技術的研修について、その実施体制を整備すること
- 2 分配機関の長は、分配責任者を兼ねることができない。

#### <解説>

分配機関における業務について最終的な責任を負う者である分配機関の長について、必要となる事項を定めた ものである。

なお、分配機関の長は、必ずしも法人の長である必要はなく、本条に定める責務を十分に果たすことが可能であれば、「学部長」や「研究所長」等を分配機関の長としても差し支えない。

第1項第4号: ヒトES細胞が分配されるまでの樹立手続を定めたES樹立指針についても、あわせて周知徹底することが望ましい。

第1項第6号:分配機関の長は、ヒトES細胞の取扱いについて最終的な責任を負う者として、自らも必要に応じて教育研修を受講するなど、能力、識見の向上に努めること。

# (分配責任者)

第十二条 分配責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 ヒトES細胞の分配等を総括し、及び研究者に対し必要な指示をすること。
- 二 ヒトES細胞の分配等が適切に実施されていることを随時確認すること。
- 三 ヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けの状況に関し、分配機関の長及び分配機関の倫理審査委員会に対 し必要な報告をすること。
- 四 当該分配機関の設置に関する計画(以下「設置計画」という。)又は海外分配計画を実施する研究者に対し、ヒトES細胞の分配等に関する教育研修計画に基づく教育研修に参加するよう命ずるとともに、必要に応じ、その他のヒトES細胞の分配等に関する教育研修を実施すること。
- 五 第十条第一項第二号に規定する技術的研修を実施すること。
- 六 海外分配計画を記載した書類(以下「海外分配計画書」という。)を作成すること。
- 七 前各号に定めるもののほか、ヒトES細胞の分配等を総括するに当たって必要となる措置を講ずること。
- 2 分配責任者は、分配機関ごとに一名とし、ヒトES細胞に関する倫理的な識見並びに十分な専門的知識及び 技術的能力を有するとともに前項各号に掲げる業務を的確に実施できる者とする。

#### <解説>

分配等の現場責任者として、分配責任者が行わなければならない業務を第1項第1号から第7号までに規定するとともに、満たさなければならない要件を第2項に規定するものである。

<u>第1項第2号</u>:「随時確認すること」には、分配責任者が自ら確認することのほか、自ら指定した者に継続的に確認させることを含む。

第1項第4号:分配責任者は、分配機関の長が第11条第1項第6号の規定により策定した教育研修計画に基づき実施する教育研修に研究者を積極的に参加させ、必要に応じ、追加的に教育研修を実施するとともに、自らも教育研修を受けること。

第1項第5号:分配責任者は、分配機関の長が第11条第1項第7号の規定に基づき整備した実施体制の下、ヒトES細胞の分配先の研究者に対し、当該ヒトES細胞の取扱いに関する技術的な研修を行うこと。

第1項第6号: 海外使用機関に対してヒトES細胞(加工ES細胞を含む。) の分配を行う場合にも、国内使用機関における場合と同様の倫理的取扱いを担保するため、海外分配計画書を作成すること。

第2項:一つの研究機関等に複数の分配機関を設置することも可能はあるが、この場合、分配責任者を兼ねることはできず、分配機関ごとに本項に定める要件を満たす者を分配責任者としておくこと。

# (設置審査委員会)

- 第十三条 分配機関の設置に関する倫理審査委員会(以下「設置審査委員会」という。)は、この指針に即して、 設置計画の妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等に関して分配機関を設置し ようとする機関の長に対し意見を提出する業務を行うものとする。
- 2 設置審査委員会は、前項の審査の過程の記録を作成し、これを保管するものとする。
- 3 設置審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。
- 一 設置計画の妥当性を総合的に審査できるよう、生物学、医学及び法律に関する専門家、生命倫理に関する 意見を述べるにふさわしい識見を有する者並びに一般の立場に立って意見を述べられる者から構成されてい ること。
- 二 分配機関を設置しようとする機関が属する法人に所属する者以外の者が二名以上含まれていること。
- 三 男性及び女性がそれぞれ二名以上含まれていること。
- 四 当該設置計画を実施する研究者、分配責任者との間に利害関係を有する者及び分配責任者の三親等以内の 親族が審査に参画しないこと。
- 五 設置審査委員会の活動の自由及び独立が保障されるよう適切な運営手続が定められていること。
- 六 設置審査委員会の構成、組織及び運営並びにその議事の内容の公開その他設置計画の審査に必要な手続に 関する規則が定められ、かつ、当該規則が公開されていること。
- 4 設置審査委員会の運営に当たっては、前項第六号に規定する規則により非公開とすることが定められている事項を除き、議事の内容について公開するものとする。

#### <解説>

第1項:分配機関を設置しようとする機関の長は、設置審査委員会の意見に基づき、必要な対応を行うこと。

<u>第2項</u>:設置審査委員会における審査の適正性・透明性を確保するため、審査の過程の記録を作成し、保管すること。

第3項:第1号に規定する下記の専門家等は、相互に兼ねることはできないものであること。ゆえに、本指針に

適合する設置審査委員会の最少人数は5名であること。

- ○「生物学に関する専門家」とは、生物に関する専門的知識に基づいて、教育、研究又は業務を行っている者 等を意味する。
- ○「医学に関する専門家」とは、医学に関する専門的知識に基づいて、診察、教育又は研究を行っている者等 を意味する。
- 「法律に関する専門家」とは、法律学に関する専門的知識に基づいて、教育、研究又は業務を行っている者 等を意味する。
- ○「生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者」とは、生命倫理に関する専門的知識に基づいて、教育又は研究を行っている者等を意味する。
- ○「一般の立場に立って意見を述べられる者」とは、上記の専門的知識以外の知識・経験に基づいて意見を述べることができる者を意味する。

第3項第4号:「利害関係」とは、金銭の授受や雇用関係などを指す。

<u>第4項</u>:設置審査委員会の運営状況については、その適正性・透明性を確保する観点から、可能な限り公開することが必要であり、非公開とする事項は、特定の個人を識別しうる情報や知的財産に関わる情報等に限定されること。

#### (分配機関の設置に関する手続)

- 第十四条 分配機関を設置しようとする機関の長は、設置計画を記載した書類(第三項及び第四項第一号において「設置計画書」という。)を作成し、設置計画のこの指針に対する適合性について、文部科学大臣の確認を受けるものとする。
- 2 前項の確認を受けようとする機関の長は、あらかじめ、設置審査委員会を設け、設置計画の妥当性について 意見を求めるものとする。
- 3 設置計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 分配機関の名称及び所在地並びに分配機関の長の氏名
- 二 ヒトES細胞の分配等を行う組織及び人員の体制
- 三 分配責任者の氏名、略歴、ヒトES細胞に関する取扱実績又は研究業績、教育研修の受講歴及び分配機関において果たす役割
- 四 研究者の氏名、略歴、ヒトES細胞に関する取扱実績又は研究業績、教育研修の受講歴及び分配機関において果たす役割
- 五 ヒトES細胞の分配等を取り扱う施設及び設備並びに管理体制(ヒトES細胞の分配等を取り扱う施設の 平面図及び設備の配置図並びに管理システムの配置図を含む。)
- 六 寄託又は譲渡を受けるヒトES細胞に関する説明
- 七 ヒトES細胞の分配等について遵守すべき技術的及び倫理的な事項並びにヒトES細胞の管理に関する事項を定めた規則に関する説明
- 八倫理審査委員会の体制
- 九 ヒトES細胞の分配等に関する教育研修計画の内容
- 十 その他必要な事項
- 4 第一項の確認を受けようとする機関の長は、次に掲げる書類を文部科学大臣に提出するものとする。
- 一 設置計画書
- 二 設置審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類

- 三 設置審査委員会に関する事項を記載した書類及び前条第三項第六号に規定する規則の写し
- 四 分配機関の倫理審査委員会に関する事項を記載した書類及び第十六条第二項の規定により読み替えて準用する前条第三項第六号に規定する規則の写し
- 五 ヒトES細胞の分配等について遵守すべき技術的及び倫理的な事項並びにヒトES細胞の管理に関する事項を定めた規則の写し
- 六 ヒトES細胞の分配等を継続的に行い得る財政的基礎を示す書類
- 七 動物又はヒトの細胞の分配の実績を示す書類
- 5 文部科学大臣は、第一項の確認を求められたときは、設置計画のこの指針に対する適合性について、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき確認を行うものとする。
- 6 文部科学大臣は、前項の確認を行ったときは、その旨を公表するものとする。

#### <解説>

第1項:設置計画は、ヒトES細胞の分配等の妥当性の判断(設置審査委員会の審査及び文部科学大臣の確認)の対象であるとともに、分配機関が業務を実施するに当たっての根幹となるべきものである。このため、必要な情報を遺漏なく記載するとともに、同時に、誤解が生じないよう、明確かつわかりやすく作成すること。

第2項:分配機関の長は、設置審査委員会から設置計画に関する留意事項、改善事項等が示されたときには、必要な対応を行うこと。

第3項第3号:分配責任者について、第12条2項に規定する要件を満たすことが確認できるよう記載すること。

第3項第6号:ヒトES細胞株及びその樹立機関の名称等を記載すること。

第3項第8号: 第16条第2項に規定する要件を満たす体制となっていることが確認できるよう記載すること。

第4項:設置計画の確認申請は、様式2-1によること。

第4項第6号:分配等の業務は、必要経費を除き無償で実施されるため、十分な財政的基礎を有していることを確認できる書類(財務諸表等)を提出すること。

#### (設置計画の変更)

- 第十五条 分配機関の長は、前条第三項第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更の妥当性について分配機関の倫理審査委員会の意見を聴いた上で、当該変更のこの指針に対する適合性について、文部科学大臣の確認を受けるものとする。この場合において、分配機関の長は、当該変更の内容及び理由について記載した書類並びに当該変更に係る倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類を文部科学大臣に提出するものとする。
- 2 文部科学大臣は、前項の確認を求められたときは、当該変更のこの指針に対する適合性について科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき確認を行うものとする。
- 3 分配機関の長は、前条第三項第一号、第四号又は第七号から第十号までに掲げる事項を変更したときは、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、当該変更が同項第四号又は第七号から第九号までに掲げる事項の変更に係るものであるときは、分配機関の長は、あらかじめ、当該変更の妥当性について

分配機関の倫理審査委員会の意見を聴くものとする。

4 文部科学大臣は、前項の届出(前条第三項第一号に掲げる事項の変更に係るものを除く。)があったときは、 当該届出に係る事項を科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会に報告するものとする。

### <解説>

第1項:変更の確認申請が必要な事項は以下のとおり。当該申請は、様式2-2によること。

#### 《参考》

第14条第3項第2号:ヒトES細胞の分配等を行う、組織及び人員の体制

第14条第3項第3号:分配責任者の氏名、略歴、ヒトES細胞に関する取扱実績又は研究業績、教育研修の 受講歴及び分配機関において果たす役割

第14条第3項第5号:ヒトES細胞の分配等を取り扱う施設及び設備並びに管理体制に関する事項

第14条第3項第6号: 寄託又は譲渡を受けるヒトES細胞に関する説明

第3項:変更の届出が必要な事項は以下のとおり。当該届出は、様式2-3によること。

#### 《参考》

第14条第3項第1号:分配機関の名称及び所在地並びに分配機関の長の氏名

第14条第3項第4号:研究者の氏名、略歴、ヒトES細胞に関する取扱実績又は研究業績、教育研修の受講 歴及び分配機関において果たす役割

第14条第3項第7号:ヒトES細胞の分配等について遵守すべき技術的及び倫理的な事項並びにヒトES細胞の管理に関する事項を定めた規則に関する説明

第14条第3項第8号: 倫理審査委員会の体制

第14条第3項第9号:ヒトES細胞の分配等に関する教育研修計画の内容

第14条第3項第10号:その他必要な事項

#### (分配機関の倫理審査委員会)

第十六条 分配機関の倫理審査委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 この指針に即して、設置計画の変更の妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等に関して分配機関の長に対し意見を提出すること。
- 二 この指針に即して、海外分配計画の妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項 等に関して分配機関の長に対し意見を提出すること。
- 三 ヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けの状況について報告を受け、必要に応じて調査を行い、その留意 事項、改善事項等に関して分配機関の長に対し意見を提出すること。
- 2 第十三条第二項から第四項までの規定は、分配機関の倫理審査委員会の要件及び運営について準用する。この場合において、これらの規定中「設置審査委員会」とあるのは「分配機関の倫理審査委員会」と、「設置計画の妥当性」とあるのは「設置計画の変更及び海外分配計画の妥当性」と、「分配機関を設置しようとする機関」とあるのは「分配機関」と、「当該設置計画を実施する研究者」とあるのは「当該設置計画及び海外分配計画を実施する研究者」と、「設置計画の審査」とあるのは「設置計画の変更及び海外分配計画の審査」と、それぞれ読み替えるものとする。

#### <解説>

第1項:倫理審査委員会の業務は、必要な審査、調査を行い、分配機関の長に意見を提出することであり、設置 計画の変更(第1号)、海外分配計画(第2号)、分配等の状況(第3号)に分けて規定を設けている。分配機関 の長は、各号の意見に基づき、必要な対応を行うこと。

第2項:本項による読み替えは以下のとおり。

# 《参考》(第13条第2項~第4項)

	読替前
(設置審査委員会)	(設置審査委員会)

#### 第十三条

#### 1 略

- 2 分配機関の倫理審査委員会は、前項の審査の過程 2 設置審査委員会は、前項の審査の過程の記録を の記録を作成し、これを保管するものとする。
- 3 分配機関の倫理審査委員会は、次に掲げる要件を 満たすものとする。
  - 一 設置計画の変更及び海外分配計画の妥当性を 総合的に審査できるよう、生物学、医学及び法: 律に関する専門家、生命倫理に関する意見を述 べるにふさわしい識見を有する者並びに一般の 立場に立って意見を述べられる者から構成され ていること。
  - 二 分配機関が属する法人に所属する者以外の者 が二名以上含まれていること。

# 三略

- 四 当該設置計画及び海外分配計画を実施する研 究者、分配責任者との間に利害関係を有する者 及び分配責任者の三親等以内の親族が審査に参 画しないこと。
- 五 分配機関の倫理審査委員会の活動の自由及び独 立が保障されるよう適切な運営手続が定められ ていること。
- 六 分配機関の倫理審査委員会の構成、組織及び運 営並びにその議事の内容の公開その他設置計画 の変更及び海外分配計画の審査に必要な手続に 関する規則が定められ、かつ、当該規則が公開 されていること。
- 前項第六号に規定する規則により非公開とする ことが定められている事項を除き、議事の内容に ついて公開するものとする。

# 第十三条

1 略

- 作成し、これを保管するものとする。
- 3 設置審査委員会は、次に掲げる要件を満たすも のとする。
  - 一 設置計画の妥当性を総合的に審査できるよ う、生物学、医学及び法律に関する専門家、生 命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見 を有する者並びに一般の立場に立って意見を述 べられる者から構成されていること。
  - 二 分配機関を設置しようとする機関が属する法 人に所属する者以外の者が二名以上含まれてい ること。

#### 三略

- 四 当該設置計画を実施する研究者、分配責任者 との間に利害関係を有する者及び分配責任者の 三親等以内の親族が審査に参画しないこと。
- 五 設置審査委員会の活動の自由及び独立が保障 されるよう適切な運営手続が定められているこ
- 六 設置審査委員会の構成、組織及び運営並びに その議事の内容の公開その他設置計画の審査に 必要な手続に関する規則が定められ、かつ、当 該規則が公開されていること。
- 4 分配機関の倫理審査委員会の運営に当たっては、4 設置審査委員会の運営に当たっては、前項第六 号に規定する規則により非公開とすることが定 められている事項を除き、議事の内容について公 開するものとする。

#### (分配の進行状況等の報告)

- 第十七条 分配責任者は、ヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けの状況を分配機関の長及び分配機関の倫理審査委員会に随時報告するものとする。
- 2 分配機関の長は、少なくとも毎年一回、文部科学大臣にヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けの状況を報告するものとする。

### <解説>

第1項:分配責任者は、第11条第1項第2号に規定する分配機関の長の指示を受けた場合においてはその対応 状況を、第12条第1項第1号に規定する指示を行った場合においては、その内容についても報告すること。第 2項において分配機関の長は、「少なくとも毎年1回」大臣への報告が求められているため、「随時報告」は、そ れ以上の頻度で行う必要がある。

第2項:大臣への報告は、様式2-4によること。

#### (分配機関の業務の終了等)

- 第十八条 分配機関の長は、分配機関の業務を終了し、又は中止しようとするときは、終了後又は中止後のヒト ES細胞の取扱いについて、分配機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、文部科学大臣の確認を受け るものとする。
- 2 文部科学大臣は、前項の確認を求められたときは、分配機関の業務の終了後又は中止後のヒトES細胞の取扱いの妥当性について、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき確認を行うものとする。
- 3 文部科学大臣は、第一項の確認を行ったときは、当該業務が終了し、又は中止された旨を公表するものとする。

#### <解説>

<u>第1項</u>:樹立されたヒトES細胞は、「ヒトの生命の萌芽」であるヒト胚の滅失を最小限に抑えるためにも、できる限り有効に活用されるべきである。このため、「終了又は中止後のヒトES細胞の取扱い」とは、ヒトES細胞を適切に維持管理し、分配することができる機関、具体的には、樹立機関や他の分配機関へのヒトES細胞の返還又は譲渡が中心となる。

### (海外使用機関の基準)

- 第十九条 海外分配計画については、当分の間、次に掲げる要件を満たす海外使用機関に対する分配について策 定するものとする。
  - ー ヒトES細胞及び分化細胞の取扱いについて、当該海外使用機関が存する国の法令又はこれに類するガイドラインを遵守すること。
  - 二 分配を受けたヒトES細胞を、他の機関に対して分配又は譲渡をしないこと。
  - 三 ヒトES細胞の使用を終了したときは、残余のヒトES細胞を、当該ヒトES細胞の分配をした分配機関との合意に基づき廃棄し、又は当該ヒトES細胞の分配をした分配機関に返還若しくは譲渡すること。
  - 四 ヒトES細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法による個体の生成、ヒト胚 及びヒトの胎児へのヒトES細胞の導入並びにヒトES細胞から作成した生殖細胞を用いたヒト胚の作成 を行わないこと。
  - 五 商業目的の利用を行わないこと。
  - 六 人体に適用する臨床研究その他医療及びその関連分野における使用を行わないこと。
  - 七個人情報の保護のための十分な措置が講じられていること。
  - 八 その他ヒトES細胞の適切な取扱いに必要な措置を講ずること。
  - 九 この条に定める海外分配計画の基準に反することとなった場合においては、ヒトES細胞の分配をした分配機関にヒトES細胞を返還又は譲渡すること。

# <解説>

第2号:他の機関へヒトES細胞(加工されたヒトES細胞を含む。)の分配又は譲渡は行わないこと。

なお、「他の機関」に、分配元の機関は含まれないことから、当該機関にヒトES細胞を譲渡し、当該機関から 他の機関に分配してもらうことは可能である。

第5号:「商業目的」とは、例えば、分化細胞の譲渡に必要な経費を超える価格で譲渡すること等をいう。

<u>第6号</u>:分配機関が分配するヒトES細胞は、国内の使用機関と同様に、海外使用機関においても医療に利用することはできない。「その他医療及びその関連分野における使用」には、医療を用いるための医薬品の製造や、医薬品の毒性検査等に用いるためのヒトES細胞の大量供給など医療関連分野への使用をいう。

<u>第9号</u>: 海外分配計画の基準に反することとなった場合は、ヒトES細胞の適切な取扱いを確保する観点から、使用しているヒトES細胞を速やかに返還又は譲渡すること。

なお、分配機関が海外使用機関に分配を行う際に取り交わす契約において、海外分配計画の基準に反することとなった場合は、ヒトES細胞の使用を終了することとしているならば、第3号の適用を受け、当該細胞を廃棄することも可能である。

# (海外使用機関に対する分配の手続)

- 第二十条 分配責任者は、海外使用機関にヒトES細胞の分配をするに当たっては、あらかじめ、海外分配計画 書を作成し、海外分配計画の実施について当該分配機関の長の了承を求めるものとする。
- 2 海外分配計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 海外分配計画の名称
- 二 分配機関の名称及び所在地並びに分配機関の長の氏名
- 三 分配責任者の氏名
- 四 分配をする海外使用機関の名称及びその所在地並びに国名
- 五 分配の方法
- 六 分配をする海外使用機関の使用の期間
- 七 分配に供されるヒトES細胞の入手先及びヒトES細胞株の名称
- 八 海外使用機関の基準に関する説明
- 九 その他必要な事項
- 3 分配責任者は、分配をする海外使用機関のヒトES細胞の使用が当該海外使用機関が存する国の法令又はこれに類するガイドラインに基づき承認されたものであることを示す書類の写し及びその日本語による翻訳文を、海外分配計画書に添付するものとする。
- 4 分配機関の長は、第一項の了承を求められたときは、その妥当性について当該機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき海外分配計画のこの指針に対する適合性を確認するものとする。
- 5 分配機関の長は、海外分配計画の実施を了承するに当たっては、当該海外分配計画による分配について、当 該ヒトES細胞の樹立をした樹立機関の長の同意を求めるものとする。
- 6 樹立機関の長は、やむを得ない場合を除き、前項の同意をするものとする。
- 7 分配機関の長は、海外分配計画の実施を了承するに当たっては、第四項及び第五項の手続の終了後、当該海外分配計画のこの指針に対する適合性について、文部科学大臣の確認を受けるものとする。
- 8 前項の場合には、分配機関の長は、次に掲げる書類を文部科学大臣に提出するものとする。
  - 一 海外分配計画書
  - 二 分配機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類
- 9 文部科学大臣は、海外分配計画のこの指針に対する適合性について、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき確認を行うものとする。

#### <解説>

<u>第2項第5号</u>: 移送の方法、移送時における管理方法等、適切な方法で分配されていることを確認するために必要な事項を記載すること。

第2項第6号:使用終了時の措置(前条第3号)の時期を確認するため、使用の終期を設定し、記載すること。

第2項第7号:「入手先」については、樹立機関で樹立されたヒトES細胞をそのまま分配する際にはその旨を、使用機関等から返還又は譲渡されたもの(加工ES細胞を含む。)を分配する際には当該使用機関等の名称を記載すること。

<u>第2項第8号</u>:分配先の海外使用機関が前条に定める基準を満たすことを確認するために必要な事項を記載する こと。

第2項第9号:使用終了時の措置(前条第3号)、海外分配計画の基準に反することとなった場合の措置(前条第9号)等について記載すること。

第4項:分配機関の長は、倫理審査委員会から留意事項、改善事項等が示された場合には、必要な対応を行うこ

と。

第7項:海外分配計画の確認申請は、様式2-5によること。

# 第3章 ヒトES細胞の使用等

# 第1節 使用の要件等

#### (使用の要件)

- 第二十一条 第一種樹立により得られたヒトES細胞の使用は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。
  - 一 次のいずれかに資する基礎的研究を行うものであること。
    - イ ヒトの発生、分化及び再生機能の解明
    - ロ 新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等の開発
  - 二 ヒトES細胞を使用することが前号に定める研究において科学的合理性及び必要性を有すること。
- 2 (略)
- 3 使用に供されるヒトES細胞は、次に掲げるものに限るものとする。
  - ー ES樹立指針で定める要件を満たして樹立されたヒトES細胞(生殖細胞の作成の用に供される場合には、生殖細胞の作成を行うことについてのインフォームド・コンセントを受けていることその他のES樹立指針で定める要件を満たして樹立されたヒトES細胞に限る。)
  - 二 外国で樹立されたヒトES細胞で、ES樹立指針と同等の基準に基づき樹立されたものと認められるもの (生殖細胞の作成の用に供される場合には、ES樹立指針と同等の基準に基づき樹立されたものと認められ、かつ、当該外国における法令又はこれに類するガイドライン及びヒトES細胞の提供に関する条件に おいてヒトES細胞から生殖細胞の作成を行わないこととされていないものに限る。)

# <解説>

第1項第1号:ロの「新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等の開発」に資する基礎的研究には、医療利用が可能なヒトES細胞を用いた、動物実験等の非臨床試験が含まれる。

第1項第2号:「人の生命の萌芽」であるヒト胚の滅失は、必要最小限にとどめるべきである。このため、本来、ヒトES細胞を使用する科学的合理性及び必要性のない研究への使用は認められない。

第3項第1号:ヒトES細胞の樹立の要件は、ES樹立指針第6条に規定されている。

### 《参考》ES樹立指針第6条

第六条 ヒトES細胞の第一種樹立は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。

- 一 法令又は国の指針に適合するよう、次のいずれかに該当するヒトES細胞の使用の方針が示されていること。
  - イ ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針(平成二十六年文部科学省告示第百七十四号。以下「ES分配使用指針」という。)第二十一条第一項第一号に規定する使用の要件を満たしたヒトES細胞の使用の方針
  - ロ 医療(臨床研究及び治験を含む。)を目的としたヒトES細胞の使用の方針
  - 二 新たにヒトES細胞を樹立することが、前号に定める使用の方針に照らして科学的合理性及び必要性を 有すること。

<u>第3項第2項</u>:「ES樹立指針と同等の基準」に基づくものかどうかは、以下に掲げる4つの事項を満たすかどうかで判断する。

- 樹立の用に供するヒト胚が、生殖補助医療に用いられなくなったものであること(当該胚が凍結されたものかどうかは問わない。)。
- 適切なインフォームド・コンセントの手続により胚が提供されること。
- 胚の提供は必要経費を除き無償であるとともに、当該胚から樹立されたヒトES細胞も必要経費を除き無償で分配されるものであること。
- 当該ヒトES細胞について、国外での研究使用が認められていること。

#### (禁止行為)

第二十二条 ヒトES細胞を取り扱う者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- ー ヒトES細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法によりヒトES細胞から個体を生成すること。
- 二 ヒト胚ヘヒトES細胞を導入すること。
- 三 ヒトの胎児ヘヒトES細胞を導入すること。
- 四 ヒトES細胞から生殖細胞の作成を行う場合には、当該生殖細胞を用いてヒト胚を作成すること。

### <解説>

- 「ヒトES細胞を取り扱う者」は、樹立機関、分配機関、使用機関の研究者等のみならず、ヒトES細胞を 取り扱う全ての者を指す。
- 本条は、ヒトの尊厳の保持や社会秩序の維持等の観点から、ヒトES細胞からの個体生成(第1号)や、これに準ずる危険性を有する行為(第2号~第4号)を禁止するものである。

なお、第3号の規定は、ヒトES細胞そのものの導入を禁止したものであり、分化細胞(ヒトES細胞から分化することにより、その性質を有しなくなったもの)の医療目的での導入を禁止したものではない。

#### (ヒトES細胞の分配等)

第二十三条 使用機関は、ヒトES細胞の分配又は譲渡をしてはならない。ただし、使用機関において遺伝子の 導入その他の方法により加工されたヒトES細胞を当該使用機関が分配又は譲渡する場合及び第七条に規定 する場合については、この限りでない。

#### <解説>

○ 「使用機関において遺伝子の導入その他の方法により加工されたヒトES細胞を当該使用機関が分配又は譲渡する場合」

本指針でいう「加工」とは、ヒトES細胞が有する多能性等の性質を失わせない範囲において、遺伝子マーカーを導入するなど、当該ヒトES細胞をより使い易くするための措置であり、分化細胞を作成することは「加工」には含まれない。

加工ヒトES細胞については、ヒトES細胞をできる限り有効に活用すべきであるという観点から、使用機関から直接他の機関に対して分配又は譲渡することを可能としているが、加工ES細胞であっても多能性等の性質は失われていないことから、加工されていないヒトES細胞と同様に取り扱う必要がある。

このため、加工されたヒトES細胞の分配又は譲渡を受ける者は、本指針に規定する「樹立機関」、「分配機関」、「使用機関」又は「臨床利用機関」でなければならない。これらの機関は、当該加工ES細胞を取り扱うに当たっては、ES樹立指針又は本指針の規定が適用される。例えば、使用機関が分配を受ける場合に

は、第28条に規定する使用計画の作成等の手続が必要となる。

なお、海外使用機関に対して加工ES細胞を分配する場合は、分配機関又は分配元の樹立機関に当該細胞を譲渡のうえ、当該機関から分配を行うこととなる。(分配を行う機関は、当該分配について、海外分配計画を作成し大臣の確認を受けることが必要。)

# ○ 「第七条に規定する場合」

樹立機関から分配されたヒトES細胞を、臨床利用機関に分配する場合である。

# 第2節 使用の体制

### (使用機関の基準等)

第二十四条 使用機関は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 ヒトES細胞を使用するに足りる十分な施設、人員及び技術的能力を有すること。
- 二 ヒトES細胞の使用について遵守すべき技術的及び倫理的な事項に関する規則が定められていること。
- 三 ヒトES細胞の使用に関する教育研修計画が定められていること。
- 2 使用機関は、ヒトES細胞の使用に関する記録を作成し、これを保存するものとする。
- 3 使用機関は、ヒトES細胞の使用に関する資料の提出、調査の受入れその他文部科学大臣が必要と認める措置に協力するものとする。

#### <解説>

ヒトES細胞の適切な取扱いを確保するため、使用機関において満たすべき要件を定めたものである。なお、この基準を満たすことができる場合は、大学の学部・付置研究所等の単位でも使用機関となり得る。

第1項第1号: ヒトES細胞の使用を適切に実施する上で必要な設備(例えば、クリーンベンチや保管庫、ヒトES細胞専用の培養装置等)が備えられていること。

なお、再生医療等安全性確保法に定める再生医療等に使用することを目的としてヒトES細胞を使用する場合は、あらかじめ特定細胞加工物の製造の許可(同法第35条)又は届出(同法第40条)の手続(構造設備要件を含む。)が必要となるので留意すること。

第1項第2号: 当該規則には、第25条に定める使用機関の長が行う業務、第26条に定める使用責任者が行う業務の詳細のほか、ヒトES細胞の使用、維持管理に携わる研究者が遵守すべき技術的及び倫理的な事項について定められていること。

第1項第3号: 技術や社会の動向等に応じ、既に有する技術的能力及び倫理的な識見をより一層「向上」させることができるよう、最新の知見等に基づき、実効性のある教育研修計画を定めること。

その際、技術面の教育研修においては、幹細胞の取扱い経験等に応じた内容とし、特に経験が浅い者に対し、 凍結保存、解凍、継代培養など、細胞培養に関する基本的な技術を向上させることができるよう、留意すること。

また、倫理面の教育研修においては、ES樹立指針第6条第1項に規定する法令(※1)、国の指針(※2)及び本条第2号に規定する規則等について、制定・改廃の経緯や内容等について理解を深めるものとなるよう、留意すること。

※1:再生医療等機器安全性確保法及び医薬品医療機器等法並びにこれらに基づく政省令及び告示をいう。

※2:本指針及びES樹立指針を指す。

# (使用機関の長)

第二十五条 使用機関の長は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用計画及びその変更の妥当性を確認し、第二十八条から第三十一条までの規定に基づき、その実施を了 承すること。
- 二 ヒトES細胞の使用の進行状況及び結果を把握し、必要に応じ、使用責任者に対しその留意事項、改善事

項等に関して指示を与えること。

- 三 ヒトES細胞の使用を監督すること。
- 四 使用機関においてこの指針を周知徹底し、これを遵守させること。
- 五 ヒトES細胞の使用に関する教育研修計画を策定し、これに基づく教育研修を実施すること。
- 2 使用機関の長は、使用責任者を兼ねることができない。ただし、前条第一項第二号に規定する規則により前項の業務を代行する者が選任されている場合は、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合において、この指針の規定(前項を除く。)中「使用機関の長」とあるのは「使用機関の 長の業務を代行する者」と読み替えるものとする。

#### <解説>

ヒトES細胞の使用をはじめ、使用機関における業務について最終的な責任者である使用機関の長について、 必要となる事項を定めるものである。

なお、使用機関の長は、必ずしも法人の長である必要はなく、第1項第1号に定める責務を十分に果たすことが可能であれば、「学部長」や「研究所長」等を使用機関の長としても差し支えない。

第1項第4号: 医療利用を前提とした使用計画(臨床利用機関への分配を想定した計画)を実施する場合にあっては、再生医療等安全性確保法及び医薬品医療機器等法並びにこれらに基づく政省令についても合わせて周知徹底すること。

第1項第5号:使用機関の長は、ヒトES細胞の使用について、最終的な責任を負う者として、自らも必要に応じて教育研修を受講するなど、能力、識見の向上に努めること。

第2項:技術的能力の観点等から使用責任者として適当な者が他にいない場合は、使用機関の長が使用責任者を 兼ねることができる。この場合、使用機関の長は、第1項の業務を的確に実施できる者に前項の業務を代行させ、 自らは次条第1項の業務を行うことになる。

### (使用責任者)

第二十六条 使用責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- ー ヒトES細胞の使用に関して、内外の入手し得る資料及び情報に基づき、使用計画又はその変更の科学的 妥当性及び倫理的妥当性について検討すること。
- 二 前号の検討の結果に基づき、使用計画を記載した書類(以下「使用計画書」という。)又は使用計画の変 更の内容及び理由を記載した書類(第三十一条第一項、第二項及び第四項において「使用計画変更書」と いう。)を作成すること。
- 三 ヒトES細胞の使用を総括し、及び使用計画を実施する研究者に対し必要な指示をすること。
- 四 ヒトES細胞の使用が使用計画書に従い適切に実施されていることを随時確認すること。
- 五 使用計画を実施する研究者に対し、ヒトES細胞の使用に関する教育研修計画に基づく教育研修に参加するよう命ずるとともに、必要に応じ、その他のヒトES細胞の使用に関する教育研修を実施すること。
- 六 前各号に定めるもののほか、使用計画を総括するに当たって必要となる措置を講ずること。
- 2 使用責任者は、一の使用計画ごとに一名とし、ヒトES細胞に関する倫理的な識見並びに十分な専門的知識 及び技術的能力を有するとともに前項各号に掲げる業務を的確に実施できる者とする。

# <解説>

使用の現場責任者として、使用責任者が行わなければならない業務を第1項に規定するとともに、満たさなければならない要件を第2項に規定するものである。

なお、使用責任者が欠けた場合に備え、機関において代理に関する定めを設けておくことも可能である。

第1項第4号:「随時確認すること」には、使用責任者が自ら確認することのほか、自ら指定した者に継続的に確認させることを含む。

第1項第5号:使用責任者は、使用機関の長が第25条第1項第5号の規定により策定した教育研修計画に基づき実施する教育研修に研究者を積極的に参加させ、必要に応じ、追加的に教育研修を実施するとともに、自らも教育研修を受けること。

第2項:「十分な専門的知識及び技術的能力」については、ヒト又は動物の幹細胞の取扱いに係る実績等に基づき 判断すること。

なお、一つの使用機関において、一人の使用責任者が複数の使用計画を実施することも可能である。

### (使用機関の倫理審査委員会)

第二十七条 使用機関に、次に掲げる業務を行うため、倫理審査委員会を設置するものとする。

- 一 この指針に即して、使用計画又はその変更の科学的妥当性及び倫理的妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等に関して使用機関の長に対し意見を提出すること。
- 二 使用の進行状況及び結果について報告を受け、必要に応じて調査を行い、その留意事項、改善事項等に関して使用機関の長に対し意見を提出すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、使用機関の長は、他の使用機関によって設置された倫理審査委員会をもって、前項の倫理審査委員会に代えることができる。
- 3 使用機関の倫理審査委員会(前項に規定する他の使用機関によって設置された倫理審査委員会を含む。以下同じ。)は、第一項第一号の審査の記録を作成し、これを保管するものとする。
- 4 使用機関の倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。
  - 一 使用計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査できるよう、生物学、医学及び法律に関する専門家、生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者並びに一般の立場に立って意見を述べられる者から構成されていること。
  - 二 当該使用機関が属する法人に所属する者以外の者が二名以上含まれていること。
  - 三 男性及び女性がそれぞれ二名以上含まれていること。
  - 四 当該使用計画を実施する研究者、使用責任者との間に利害関係を有する者及び使用責任者の三親等以内の 親族が審査に参画しないこと。
  - 五 使用機関の倫理審査委員会の活動の自由及び独立が保障されるよう適切な運営手続が定められていること。
  - 六 使用機関の倫理審査委員会の構成、組織及び運営並びにその議事の内容の公開その他使用計画の審査に必要な手続に関する規則が定められ、かつ、当該規則が公開されていること。
- 5 使用機関の倫理審査委員会の運営に当たっては、前項第六号に規定する規則により非公開とすることが定められている事項を除き、議事の内容について公開するものとする。

#### <解説>

第1項:倫理審査委員会の業務は、必要な審査、調査を行い、使用機関の長に意見を提出することであり、使用

計画の作成又は変更(第1号)、使用の進行状況及び結果(第2号)に分けて規定を設けている。使用機関の長は、各号の意見に基づき、必要な対応を行うこと。

第2項:使用機関内に倫理審査委員会が設置されていないなどの場合には、他の研究機関(共同研究先など)の 倫理審査委員会に審査を依頼することも可能である。

第3項:倫理審査委員会における審査の適正性・透明性を確保するため、審査の過程の記録を作成し、保管すること。また、第1項第2号の調査の過程の記録についても、作成、保管するよう努めること。

第4項:第1号に規定する下記の専門家等は、相互に兼ねることはできないものであること。ゆえに、本指針に適合する倫理審査委員会の最少人数は5名であること。

- ○「生物学に関する専門家」とは、生物に関する専門的知識に基づいて、教育、研究又は業務を行っている者 等を意味する。
- ○「医学に関する専門家」とは、医学に関する専門的知識に基づいて、診察、教育又は研究を行っている者等 を意味する。
- 「法律に関する専門家」とは、法律学に関する専門的知識に基づいて、教育、研究又は業務を行っている者 等を意味する。
- ○「生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者」とは、生命倫理に関する専門的知識に基づいて、教育又は研究を行っている者等を意味する。
- ○「一般の立場に立って意見を述べられる者」とは、上記の専門的知識以外の知識・経験に基づいて意見を述べることができる者を意味する。

第4項第4号:「利害関係」とは、金銭の授受や雇用関係などを指す。

<u>第5項</u>:倫理審査委員会の運営状況については、その適正性・透明性を確保する観点から、可能な限り公開することが必要であり、非公開とする事項は、特定の個人を識別しうる情報や知的財産に関わる情報等に限定されること。

# 第3節 使用の手続

### (使用機関の長の了承)

- 第二十八条 使用責任者は、ヒトES細胞の使用に当たっては、あらかじめ、使用計画書を作成し、使用計画の 実施について使用機関の長の了承を求めるものとする。
- 2 使用計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 使用計画の名称
  - 二 使用機関の名称及びその所在地並びに使用機関の長の氏名
  - 三 使用責任者の氏名、略歴、研究業績、教育研修の受講歴及び使用計画において果たす役割
  - 四 研究者(使用責任者を除く。)の氏名、略歴、研究業績、教育研修の受講歴及び使用計画において果たす 役割
  - 五 使用の目的及びその必要性
  - 六 使用の方法及び期間
  - 七 使用に供されるヒトES細胞の入手先及びヒトES細胞株の名称
  - 八 ヒトES細胞の使用の終了後におけるヒトES細胞の取扱い(生殖細胞の作成を行う場合には、作成した 生殖細胞の取扱いを含む。)
  - 九 使用機関の基準に関する説明
  - 十 使用に供されるヒトES細胞が外国から提供される場合における当該ヒトES細胞の樹立及び譲受けの 条件に関する説明
  - 十一 その他必要な事項

#### <解説>

<u>第2項</u>:使用計画は、当該ヒトES細胞の使用の倫理的、科学的妥当性の判断基準であるとともに、ヒトES細胞を使用するに当たっての根幹となるべきものであり、必要な情報を遺漏なく記載し、同時に、誤解が生じないよう、明確かつわかりやすく作成される必要がある。

第2項第5号: 第21条に定める要件を満たすことが分かるように記載すること。また、医療利用につなげることを目的とする場合には、対象とする疾患や、分配する予定の臨床利用機関の名称等について可能な限り具体的に記載すること。

<u>第2項第6号</u>:「使用の方法」には、計画に関わる範囲でヒトES細胞由来の分化細胞の取扱いについても記載すること。また、将来の医療利用を想定して動物実験等の非臨床試験を行う場合には、その方法についても記載すること。

第2項第7号:加工ES細胞を用いた研究を行う場合は、当該加工を行った機関及び細胞株の名称、当該加工ES細胞の元となったヒトES細胞の樹立機関及び細胞株の名称を記載すること。

第2項第8号: 第33条の規定に基づき(生殖細胞については第36条の規定に基づき)、残余のヒトES細胞の 取扱いについて記載すること。

第2項第9号:第24条第1項に規定する基準を満たすことが分かるよう記載すること。

第2項第10号:本指針で使用可能な外国で樹立されたヒトES細胞は、第21条に定めているように「ES樹立指針と同等の基準」に基づき樹立されたものである。

なお、「ES樹立指針と同等の基準」については、以下に掲げる4つの事項をいう。

- 樹立の用に供するヒト胚が、生殖補助医療に用いられなくなったものであること(当該胚が凍結されたものかどうかは問わない。)。
- 適切なインフォームド・コンセントの手続により胚が提供されること。
- 胚の提供は必要経費を除き無償であるとともに、当該胚から樹立されたヒトES細胞も必要経費を除き無償で分配されるものであること。
- 当該ヒトES細胞について、国外での研究使用が認められていること。

外国から提供されるヒトES細胞を使用する場合は、上記4つの事項を満たすことが確認できるよう記載するとともに、関連する資料を添付すること。

第2項第11号: その他必要な事項、例えば共同研究を行う場合は、その旨及び共同研究機関の名称等を記載すること。

#### (使用機関の倫理審査委員会の意見聴取)

第二十九条 使用機関の長は、前条第一項の規定に基づき、使用責任者から使用計画の実施の了承を求められた ときは、科学的妥当性及び倫理的妥当性について使用機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意 見に基づき使用計画のこの指針に対する適合性を確認するものとする。

#### (文部科学大臣への届出)

- 第三十条 使用機関の長は、使用計画の実施を了承するに当たっては、前条の手続の終了後、あらかじめ、当該 使用計画の実施について文部科学大臣に届け出るものとする。
- 2 前項の場合には、使用機関の長は、次に掲げる書類を文部科学大臣に提出するものとする。
  - 一 使用計画書
  - 二 使用機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類
  - 三 使用機関の倫理審査委員会に関する事項を記載した書類及び第二十七条第四項第六号に規定する規則の 写し
  - 四 ヒトES細胞の使用について遵守すべき技術的及び倫理的な事項に関する規則の写し
- 3 文部科学大臣は、第一項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を科学技術・学術審議会生 命倫理・安全部会に報告するものとする。

#### <解説>

第1項:使用計画の届出は、様式3-1によること。

### (使用計画の変更)

第三十一条 使用責任者は、第二十八条第二項第一号、第三号及び第五号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、使用計画変更書を作成して、使用機関の長の了承を求めるものとする。この場合において、了承を求められた使用機関の長は、当該変更の科学的妥当性及び倫理的妥当性について使用機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき当該変更のこの指針に対する適合性を確認するものとする。

- 2 使用機関の長は、前項の了承をしたときは、速やかに、使用計画変更書並びに当該変更に係る倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類を添付して、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。
- 3 使用機関の長は、第二十八条第二項第二号に掲げる事項を変更したときは、速やかに、その旨を文部科学大 臣に届け出るものとする。
- 4 使用責任者は、第二十八条第二項第四号又は第十一号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、 使用計画変更書を作成して、使用機関の長の了承を求めるものとする。
- 5 使用機関の長は、前項の了承をしたときは、速やかに、使用計画変更書を添付して、その旨を使用機関の倫理審査委員会に報告するとともに、文部科学大臣に届け出るものとする。

#### <解説>

第1項、第2項:第28条で定める以下の事項の変更については、使用計画変更について倫理審査委員会の意見を求めた上で届け出ること。使用計画の変更の届出は、様式3-2-1によること。

### 《参考》第28条第2項

- 一 使用計画の名称
- 三 使用責任者の氏名、略歴、研究業績、教育研修の受講歴及び使用計画において果たす役割
- 五 使用の目的及びその必要性
- 六 使用の方法及び期間
- 七 使用に供されるヒトES細胞の入手先及びヒトES細胞株の名称
- 八 ヒトES細胞の使用の終了後におけるヒトES細胞の取扱い(生殖細胞の作成を行う場合には、作成した生殖細胞の取扱いを含む。)
- 九 使用機関の基準に関する説明
- 十 使用に供されるヒトES細胞が外国から提供される場合における当該ヒトES細胞の樹立及び譲受けの 条件に関する説明

第3項:第28条第2項2号(使用機関の名称及び所在地並びに使用機関の長の氏名)の変更の届出は、様式3-2-2によること。

第4項、第5項:第28条第2項第4号 (使用責任者以外の研究者の氏名等) 及び第11号 (その他必要な事項) の変更の届出は、様式3-2-1によること。

なお、当該事項に係る変更については、倫理審査委員会に意見を求めることを要しない。

#### (使用の進行状況の報告)

- 第三十二条 使用責任者は、ヒトES細胞の使用の進行状況を使用機関の長及び倫理審査委員会に随時報告する ものとする。
- 2 生殖細胞の作成を行う使用機関の使用責任者は、前項の報告に加え、少なくとも毎年一回、生殖細胞の作成 状況を記載した生殖細胞作成状況報告書を作成し、使用機関の長に提出するものとする。
- 3 臨床利用機関に対してヒトES細胞を分配した使用責任者は、その都度、分配の状況を記載した報告書を作成し、使用機関の長に提出するものとする。
- 4 使用機関の長は、前二項の報告書の提出を受けたときは、速やかに、その写しを使用機関の倫理審査委員会及び文部科学大臣に提出するものとする。

# <解説>

第2項:生殖細胞は、その使用の方法如何によっては、生命倫理上の問題を生じさせるため、他の分化細胞よりもさらに慎重な配慮が必要であるため、生殖細胞の作成状況に係る報告書の作成及び提出を追加的に求めたものである。なお、第4項に基づく文部科学大臣への提出は、様式3-3によること。

第3項:記載すべき「分配の状況」には、当該分配の前提となる第7条第1項に定める書面による契約(契約を締結していない場合には、同項第1号に掲げる事項を規定した、機関の規則)の内容が含まれる。なお、第4項に基づく文部科学大臣への提出は、様式3-4によること。

#### (ヒトES細胞の使用の終了)

- 第三十三条 使用責任者は、ヒトES細胞の使用を終了したときは、速やかに、残余のヒトES細胞を、当該ヒトES細胞の分配をした樹立機関若しくは分配機関との合意に基づき廃棄し、又はこれらの機関に返還し若しくは譲渡するとともに、使用の結果を記載したヒトES細胞使用終了報告書を作成し、使用機関の長に提出するものとする。
- 2 使用機関の長は、前項のヒトES細胞使用終了報告書の提出を受けたときは、速やかに、その写しを当該ヒトES細胞の分配をした樹立機関又は分配機関、使用機関の倫理審査委員会及び文部科学大臣に提出するものとする。

### <解説>

第2項: 文部科学大臣への提出は、様式3-5によること。

# (研究成果の公開)

第三十四条 ヒトES細胞の使用により得られた研究成果は、原則として公開するものとする。

2 使用機関は、ヒトES細胞の使用により得られた研究成果を公開する場合には、当該ヒトES細胞の使用が この指針に適合して行われたことを明示するものとする。

#### <解説>

ヒト胚という「人の生命の萌芽」を用い、提供者の善意による無償提供をもとに樹立されることに鑑み、ヒト ES細胞の使用により得られた成果は、個人情報や知的財産権の保護に反する場合などを除き、積極的に公開す ること。

# 第4節 分化細胞の取扱い等

### (分化細胞の取扱い)

- 第三十五条 使用機関は、作成した分化細胞を譲渡する場合には、当該分化細胞がヒトES細胞に由来するものであることを譲渡先に通知するものとする。
- 2 生殖細胞の作成を行う使用機関は、作成した生殖細胞を譲渡する場合には、前項の通知を行うほか、当該生殖細胞の取扱いについて、譲渡先との契約その他の方法において次に掲げる事項が確保されることを確認しなければならない。
  - 一 生殖細胞は、次のいずれかに資する基礎的研究に用いられること。
    - イ ヒトの発生、分化及び再生機能の解明
    - ロ 新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等の開発
  - 二 生殖細胞を用いてヒト胚を作成しないこと。
  - 三 生殖細胞を他の機関に譲渡しないこと。
  - 四 生殖細胞を譲渡した機関が、前各号に掲げる生殖細胞の取扱いの状況について、必要に応じ、譲渡先から報告を求めることができること。
- 3 前項の規定にかかわらず、使用機関は、臨床利用機関に生殖細胞を譲渡してはならない。
- 4 第二項の規定に基づき使用機関が生殖細胞を譲渡しようとするときは、当該使用機関の使用責任者は、あらかじめ、当該使用機関の長の了承を求めるものとする。
- 5 使用機関の長は、前項の了承をするに当たっては、作成した生殖細胞の譲渡が第二項の規定に適合していることを確認するものとする。
- 6 使用機関の長は、第四項の了承をしたときは、速やかに、その旨を使用機関の倫理審査委員会及び文部科学 大臣に報告するものとする。

# <解説>

<u>第1項</u>:使用機関は、原則としてヒトES細胞そのものを分配又は譲渡してはならない(第23条)が、分化細胞については、本項に規定する通知を行うことにより、譲渡することができる。その際には、当該細胞にヒトES細胞が混入していないことを確認のうえ譲渡すること。

<u>第2項</u>:生殖細胞は、その使用の方法如何によっては、生命倫理上の問題を生じさせるため、他の分化細胞よりもさらに慎重な配慮が必要であるため、作成した生殖細胞を譲渡する際には、契約その他の方法により、譲渡先においても適切な取扱いが確保されるようにした。「その他の方法」とは、譲渡先の機関の規則において、本項に掲げる事項が規定されることなどを指す。

<u>第3項</u>:再生医療等安全性確保法では、生殖細胞を用いた再生医療等は認められていないことから、現時点で臨床利用機関への生殖細胞の譲渡は認めないこととした。

第6項: 文部科学大臣への報告は、様式3-6によること。

(ヒトES細胞の使用の終了後における生殖細胞の取扱い)

第三十六条 作成した生殖細胞をヒトES細胞の使用の終了後に引き続き使用する機関は、使用機関とみなして、 この指針を適用する。この場合において、第二十一条第二項及び第三項、第二十二条第一号から第三号まで、 第二十三条、第二十四条第一項第一号及び第二項、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条、第三十二条第 一項並びに第三十三条の規定は適用せず、第二十一条第一項、第二十四条(第一項第一号及び第二項を除く。 以下同じ。)、第二十五条第一項及び第二十六条の規定の適用については、第二十一条第一項中「第一種樹立に より得られたヒトES細胞」とあるのは「ヒトES細胞から作成した生殖細胞」と、同項第二号、第二十四条、 第二十五条第一項及び第二十六条中「ヒトES細胞」とあるのは「ヒトES細胞から作成した生殖細胞」と、 第二十四条第一項第二号中「技術的及び倫理的な」とあるのは「倫理的な」と、同項第三号中「教育研修計画」 とあるのは「倫理的な識見を向上させるために必要な教育及び研修(以下「倫理教育研修」という。)を実施 するための計画(以下「倫理教育研修」という。)」と、第二十五条条第一項第五号及び第二十六条第一項第五 号中「教育研修計画」とあるのは「倫理教育研修」と、「教育研修」とあるのは「倫理教育研修」と、同条第 二項中「並びに十分な専門的知識及び技術的能力」とあるのは「及び十分な専門的知識」と読み替えるものと する。

- 2 前項の規定により使用機関とみなされる機関の使用責任者は、作成した生殖細胞の使用を終了したときは、 速やかに、当該生殖細胞を廃棄するとともに、当該生殖細胞の使用の結果を記載した生殖細胞使用終了報告書 を作成し、当該機関の長に提出するものとする。
- 3 前項の生殖細胞使用終了報告書の提出を受けた機関の長は、速やかに、その写しを当該機関の倫理審査委員 会及び文部科学大臣に提出するものとする。

#### <解説>

ヒトES細胞から作成した生殖細胞の適正な取扱いを図るため、ヒトES細胞の使用の終了後においても引き 続き当該生殖細胞を使用する場合は、使用機関とみなして本指針を適用することとした。

第3項: 文部科学大臣への報告は、様式3-7によること。

《参考》第36条第1項による読み替え(第21条、第24条、第25条、第26条)

#### 読替後

(使用の要件)

第二十一条 ヒトES細胞から作成した生殖細胞:第二十一条 第一種樹立により得られたヒトES の使用は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、 行うことができるものとする。

一 次のいずれかに資する基礎的研究を行うもの: であること。

イ ヒトの発生、分化及び再生機能の解明

- ロ 新しい診断法、予防法若しくは治療法の開 発又は医薬品等の開発
- ヒトES細胞から作成した生殖細胞を使用す ることが前号に定める研究において科学的合理 性及び必要性を有すること。

2 • 3 (略)

(使用機関の基準等)

#### 読替前

(使用の要件)

- 細胞の使用は、次に掲げる要件を満たす場合に限 り、行うことができるものとする。
  - 一 次のいずれかに資する基礎的研究を行うもの であること。

イ ヒトの発生、分化及び再生機能の解明

- ロ 新しい診断法、予防法若しくは治療法の開 発又は医薬品等の開発
- 二 <u>ヒトES細胞</u>を使用することが前号に定める 研究において科学的合理性及び必要性を有する こと。

2 • 3 (略)

(使用機関の基準等)

- 第二十四条 使用機関は、次に掲げる要件を満たす!第二十四条 使用機関は、次に掲げる要件を満たす ものとする。
  - 一 (略)
- 二 ヒトES細胞から作成した生殖細胞の使用に ついて遵守すべき倫理的な事項に関する規則が 定められていること。
- 三 ヒトES細胞から作成した生殖細胞の使用に 関する倫理的な識見を向上させるために必要な 教育及び研修(以下「倫理教育研修」という。) を実施するための計画(以下「倫理教育研修計 画」という。)が定められていること。
- (略)
- 胞の使用に関する資料の提出、調査の受入れその 他文部科学大臣が必要と認める措置に協力する ものとする。

(使用機関の長)

- うものとする。
  - 一 使用計画及びその変更の妥当性を確認し、第 二十八条から第三十一条までの規定に基づき、 その実施を了承すること。
- 二 ヒトES細胞から作成した生殖細胞の使用の 進行状況及び結果を把握し、必要に応じ、使用 責任者に対しその留意事項、改善事項等に関し て指示を与えること。
- 三 ヒトES細胞から作成した生殖細胞の使用を 監督すること。
- 四 使用機関においてこの指針を周知徹底し、こ れを遵守させること。
- 五 ヒトES細胞から作成した生殖細胞の使用に 関する倫理教育研修計画を策定し、これに基づ く倫理教育研修を実施すること。
- きない。ただし、前条第一項第二号に規定する規 則により前項の業務を代行する者が選任されて いる場合は、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合において、この指針の規定 (前項を除く。) 中「使用機関の長」とあるのは 「使用機関の長の業務を代行する者」と読み替え るものとする。

- ものとする。
- 一 (略)
- 二 ヒトES細胞の使用について遵守すべき技術 的及び倫理的な事項に関する規則が定められて いること。
- 三 ヒ<u>トES細胞</u>の使用に関する<u>教育研修計画</u>が 定められていること。
- (略)
- 3 使用機関は、ヒトES細胞から作成した生殖細 1 3 使用機関は、ヒトES細胞の使用に関する資料 の提出、調査の受入れその他文部科学大臣が必要 と認める措置に協力するものとする。

(使用機関の長)

- 第二十五条 使用機関の長は、次に掲げる業務を行:第二十五条 使用機関の長は、次に掲げる業務を行 うものとする。
  - 一 使用計画及びその変更の妥当性を確認し、第 二十八条から第三十一条までの規定に基づき、 その実施を了承すること。
  - 二 ヒトES細胞の使用の進行状況及び結果を把 握し、必要に応じ、使用責任者に対しその留意 事項、改善事項等に関して指示を与えること。
  - 三 ヒトES細胞の使用を監督すること。
  - 四 使用機関においてこの指針を周知徹底し、こ れを遵守させること。
  - 五 ヒトES細胞の使用に関する<u>教育研修</u>計画を 策定し、これに基づく教育研修を実施すること。
- 2 使用機関の長は、使用責任者を兼ねることがで! 2 使用機関の長は、使用責任者を兼ねることがで きない。ただし、前条第一項第二号に規定する規 則により前項の業務を代行する者が選任されて いる場合は、この限りでない。
  - 3 前項ただし書の場合において、この指針の規定 (前項を除く。) 中「使用機関の長」とあるのは 「使用機関の長の業務を代行する者」と読み替え るものとする。

(使用責任者)

- ものとする。
  - 一 ヒトES細胞から作成した生殖細胞の使用に 関して、内外の入手し得る資料及び情報に基づ き、使用計画又はその変更の科学的妥当性及び 倫理的妥当性について検討すること。
  - 二 前号の検討の結果に基づき、使用計画を記載 した書類(以下「使用計画書」という。)又は 使用計画の変更の内容及び理由を記載した書類 (第三十一条第一項、第二項及び第四項におい て「使用計画変更書」という。)を作成するこ
  - 三 ヒトES細胞から作成した生殖細胞の使用を 総括し、及び使用計画を実施する研究者に対し 必要な指示をすること。
  - 四 ヒトES細胞から作成した生殖細胞の使用が 使用計画書に従い適切に実施されていることを 随時確認すること。
  - 五 使用計画を実施する研究者に対し、ヒトES 細胞から作成した生殖細胞の使用に関する倫理 教育研修計画に基づく倫理教育研修に参加する よう命ずるとともに、必要に応じ、その他のヒ トES細胞から作成した生殖細胞の使用に関す る倫理教育研修を実施すること。
  - 六 前各号に定めるもののほか、使用計画を総括 するに当たって必要となる措置を講ずること。
- 2 使用責任者は、一の使用計画ごとに一名とし、 ヒトES細胞から作成した生殖細胞に関する倫 理的な識見及び十分な専門的知識を有するとと もに前項各号に掲げる業務を的確に実施できる 者とする。

(使用責任者)

- 第二十六条 使用責任者は、次に掲げる業務を行う!第二十六条 使用責任者は、次に掲げる業務を行う ものとする。
  - 一 ヒトES細胞の使用に関して、内外の入手し 得る資料及び情報に基づき、使用計画又はその 変更の科学的妥当性及び倫理的妥当性について 検討すること。
  - 二 前号の検討の結果に基づき、使用計画を記載 した書類(以下「使用計画書」という。)又は 使用計画の変更の内容及び理由を記載した書類 (第三十一条第一項、第二項及び第四項におい て「使用計画変更書」という。)を作成するこ
  - 三 ヒトES細胞の使用を総括し、及び使用計画 を実施する研究者に対し必要な指示をするこ ک م
  - 四 ヒトES細胞の使用が使用計画書に従い適切 に実施されていることを随時確認すること。
  - 五 使用計画を実施する研究者に対し、ヒトES 細胞の使用に関する教育研修計画に基づく教育 研修に参加するよう命ずるとともに、必要に応 じ、その他のヒトES細胞の使用に関する教育 研修を実施すること。
  - 六 前各号に定めるもののほか、使用計画を総括 するに当たって必要となる措置を講ずること。
  - 2 使用責任者は、一の使用計画ごとに一名とし、 ヒトES細胞に関する倫理的な識見並びに十分 な専門的知識及び技術的能力を有するとともに 前項各号に掲げる業務を的確に実施できる者と する。

# 第4章 雜則

#### (関係行政機関との連携)

第三十七条 文部科学大臣は、ヒトES細胞の取扱いが、医療及びその関連分野と密接な関係を持つことに鑑み、情報の提供を行う等厚生労働大臣及び経済産業大臣と密接な連携を図るものとする。

#### (指針不適合の公表)

第三十八条 文部科学大臣は、ヒトES細胞及びヒトES細胞から作成した生殖細胞の取扱いがこの指針に定める基準に適合していないと認める者があったときは、その旨を公表するものとする。

#### <解説>

本指針は、法的拘束力を持たない行政指針として定めたものであるが、指針の遵守を促すため、指針違反を公表することとした。

#### 第5章 附則

#### (施行期日)

第一条 この指針は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

#### <解説>

本指針の施行日は、ヒトES細胞の医療利用に係る法的枠組みである再生医療等安全性確保法及び薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)の施行日に合わせた。

#### (ヒトES細胞の使用に関する指針の廃止)

第二条 ヒトES細胞の使用に関する指針 (平成二十二年文部科学省告示第八十七号。附則第四条において「旧指針」という。) は廃止する。

#### (経過措置)

第三条 この指針の施行の際現にヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針(平成二十一年文部科学省告示第百五十六号)の規定により文部科学大臣の確認を受けた設置計画又は海外分配計画については、それぞれ第十四条第一項又は第二十条第七項の確認を受けたものとみなす。

第四条 この指針の施行の際現に旧指針の規定により文部科学大臣に届け出た使用計画については、第三十条第 一項の届出とみなす。

#### (指針の見直し)

- 第五条 文部科学大臣は、ライフサイエンスにおける研究の進展、社会の動向等を勘案し、必要に応じてこの指針の規定について見直しを行うものとする。
- 2 前項の見直しは、総合科学技術・イノベーション会議の意見に基づき行うものとする。

#### <解説>

<u>第2項</u>:総合科学技術・イノベーション会議の意見に基づき見直しを行うこととしたのは、同会議が生命倫理専門調査会を設置し、生命倫理に関する調査・検討を行っているためである。

# (参考) 様 式

様式番号	資料名	関連条文
2 – 1	設置計画申請書	14条
2-2	設置計画変更申請書	15条
2-3	設置計画変更届出書	15条
2 – 4	ヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けの 状況報告届出書	17条
2 – 5	海外分配計画確認申請書	20条
3 — 1	使用計画届出書	3 0条
3-2-1	使用計画変更届出書	3 1条
3-2-2	使用計画変更届出書 2-2 (第28条第2項第2号に係る変更)	
3 – 3	生殖細胞の作成状況について	3 2条
3 – 4	ヒトES細胞の分配状況について	3 2条
3 – 5	ヒトES細胞の使用の終了について	3 3 条
3 – 6	生殖細胞譲渡報告書	3 5 条
3 — 7	生殖細胞の使用の終了について	3 6条
	<del></del>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

# 設置計画確認申請書

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

分配機関を設置しようとする 機関の名称 機関の長の氏名 印

分配機関の設置計画の指針に対する適合性について確認を受けたいので、ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針第14条第1項及び第4項の規定により、別紙のとおり申請します。

# 設置計画書

(1) 分配機関の名称及び所在地並びに分配機関の長の氏名

配機関の名称	
在地	
ふりがな	
氏 名	
R機関の長 所属部署	
職名	

(2) ヒトES細胞の分配等を行う組織及び人員の体制

(3) 分配責任者の氏名、略歴、ヒトES細胞に関する取扱実績又は研究業績、教育研修の受講歴及び分配機関において果たす役割

		ふりが	な	
		氏	名	
分配	責任者	所属部	署	
		職	名	
	略		歴	
		論	文	
	研 究 業 績	取扱実	績	
	教育研	修の受請	<b>靠</b>	
		関におい		
	果た	す役	割	

(4) 研究者の氏名、略歴、ヒトES細胞に関する取扱実績又は研究業績、教育研修の 受講歴及び分配機関において果たす役割

		ふりがな	
		氏 名	
研	究 者	所属部署	
		職名	
	略	歴	
		論 文	
	研究業績	取扱実績	
	教育研	修の受講歴	
		関において	
	果 た	す 役 割	

- (5) ヒトES細胞の分配等を取り扱う施設及び設備並びに管理体制(ヒトES細胞の分配等を取り扱う施設の平面図及び設備の配置図並びに管理システムの配置図を含む。)
- (6) 寄託又は譲渡を受けるヒトES細胞に関する説明
- (7) ヒトES細胞の分配等について遵守すべき技術的及び倫理的な事項並びにヒトES 細胞の管理に関する事項を定めた規則に関する説明
- (8) 倫理審査委員会の体制
- (9) ヒトES細胞の分配等に関する教育研修計画の内容
- (10) その他必要な事項

添付資料1:設置審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類

添付資料 2: (設置審査委員会に関する事項を記載した書類及び第 13 条第 3 項第 6 号に 規定する規則の写し)

添付資料3:(分配機関の倫理審査委員会に関する事項を記載した書類及び第16条第2項の規定により読み替えて準用する第13条第3項第6号に規定する規則の写し)

添付資料4:(ヒトES細胞の分配等について遵守すべき技術的及び倫理的な事項並び にヒトES細胞の管理に関する事項を定めた規則の写し)

添付資料5:(ヒトES細胞の分配等を継続的に行い得る財政的基礎を示す書類)

添付資料6:(動物又はヒトの細胞の分配の実績を示す書類)

#### 〇事務担当連絡先

ふ	りが	な	
氏		名	
所	属部	署	
職		名	
連	絡	先	

# 設置審査委員会における審査過程及び結果

#### (1)設置審査委員会の構成

						_	
	氏	名	性別	所属	法 <i>人</i> 1.		専門等*
					2.		
委員長					 		
委員							
					;		
					:		
					: :		
					<u>:</u>		
					: :		
					1 1 1 1 1		
					;		
					!		

<sup>※</sup> 専門等には、生物学、医学、法律、生命倫理、一般の いずれかを記載してください。

(2) 審査結果の概要	
(3) その他特記すべき事項	

# 設置計画変更確認申請書

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

分配機関の名称 分配機関の長の氏名 印

分配機関の設置計画の変更の指針に対する適合性について確認を受けたいので、ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針第15条第1項の規定により、別紙のとおり申請します。

# 設置計画変更書

(	1	)	分配機関の	夕称 乃 バネ	の所在地が	サイバー 分配	機関の具	の氏夕
l			刀能伐ぼり	右が及いて	・ ひノ アリ 1工 メビュ	世 ひに 刀 笛	が対策して	この八石

分 配 機 関	の名称	
所 在	地	
	ふりがな	
	氏 名	
分配機関の長	所属部署	
	職名	

# (2) 分配責任者の氏名

	ふりがな	
	氏 名	
分配責任者	所属部署	
	職名	

### (3)変更の内容

# (4)変更の理由

添付資料:設置計画の変更に係る分配機関の倫理審査委員会における審査過程及び結果

# 〇事務担当連絡先

ふ	IJ:	が	な	
氏			名	
所	属	部	署	
職			名	
連	絡	,	先	

# 設置計画の変更に係る分配機関の倫理審査委員会における 審査過程及び結果

(1)	分配機関の倫理審査委員会の名称	

#### (2) 分配機関の倫理審査委員会の構成

			,,,				
	氏	名	性別	所	属	法人の 1.内 2.外	専門等*
委員長						 	
委 員						; ! !	
						<u> </u>	
				 		! ! !	
						! ! !	
				 		: : : :	
				 		! ! ! !	
				 		; ; ;	

※ 専門等には、生物学、医学、法律、生命倫理、一般の いずれかを記載してください。

(3) 審査結果の概要	
(4) その他特記すべき事項	

# 設置計画変更届出書

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

分配機関の名称 分配機関の長の氏名 印

分配機関の設置計画の変更について、ヒトES細胞の分配及び使用に関する 指針第15条第3項の規定により、別紙のとおり届け出ます。

# 設置計画変更書

(2)	分配機関の名称及	バスの形た地光	フド1ー 人入而コ北終月月7	アトツにな
(2)	分叫俄国贝名州及	(♪その肝仕が小	(ML分階段目)	りをのはそ

分	配	機	関		の	名	称
所			在				地
					స	りか	バな
					氏	•	名
分ⅰ	分配機関の長		所	·属音	『署		
					職	)	名

# (3) 分配責任者の氏名

	ふりがな   氏 名
分配責任者	所属部署
	職名

#### (4)変更の内容

#### (5)変更の理由

添付資料:分配機関の倫理審査委員会における審査過程及び結果を添付(第14条第3 項第4号、第7号から第9号に掲げる事項を変更する場合)

### 〇事務担当連絡先

ふ	りが	な	
氏		名	
所	属部	署	
職		名	
連	絡	先	

# 設置計画の変更に係る分配機関の倫理審査委員会における 審査過程及び結果

(1)	分配機関の倫理審査委員会の名称	

#### (2) 分配機関の倫理審査委員会の構成

					法ノ	人の	
	氏	名	性別	所 属	1.	内	専門等**
					2.	外	
委員長							
委員							
					!		
				火 本田笠には、 上幅光			

<sup>※</sup> 専門等には、生物学、医学、法律、生命倫理、一般の いずれかを記載してください。

(3) 審査結果の概要	
(4) その他特記すべき事項	

# ヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けの状況報告書

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

分配機関の名称 分配機関の長の氏名 印

ヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けの状況について、ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針第17条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

# ヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けの状況

(1)	分配機関の:	名称及バそ	の所在地並びに	分配機関の	長の氏名
\ I /	ノ」 ロレ ルル・大・マノ・	11 11 11 1X O' C	V//// 111/15/11/ 11/15	• ノ」 ロレ 1/2. 1大1 V /	

分	配	機	関	の	名	称	
所			在			地	
	分配機関の長		ふ	りか	バな		
			氏		名		
分			所	属音	『署		
			職		名		

### (2) 分配責任者の氏名

	ふりがな	
	氏 名	
分配責任者	所属部署	
	職名	

#### (3)機関内において維持管理しているヒトES細胞

#### ①樹立機関から寄託されたヒトES細胞

ヒトES細胞株の 名称	樹立区分*1	寄託年月日	樹立機関の名称	備考**2

#### ②使用機関から譲り受けたヒトES細胞

ヒトES細胞株の 名称	樹立区分*1	譲受け年月日	使用機関の名称 及び 使用計画の名称	備考**2

#### ③使用機関から返還されたヒトES細胞

ヒトES細胞株の 名称	樹立区分*1	返還年月日	使用機関の名称 及び 使用計画の名称	備考**2

#### (4) ヒトES細胞の使用機関への分配状況

ヒトES細胞株の 名称	樹立区分※1	使用機関の名称及び 使用計画の名称	分配年月日

#### (5) ヒトES細胞の海外使用機関への分配状況

ヒトES細胞株の 名称	海外使用機関の名称及び 海外分配計画の名称	分配年月日

※1:「樹立区分」は、ヒトES細胞の樹立の目的が基礎的研究利用(ES樹立指針第6条第 1項第1号イ)と医療利用(ES樹立指針第6条第1項第1号ロ)のいずれに該当する かを明記すること。

※2:「備考」は、ヒトES細胞の樹立の用に供したヒト受精胚等の提供者の個人情報の匿名 化の方法(連結可能匿名化又は連結不可能匿名化)を記載すること。

#### 〇事務担当連絡先

ふ	IJ	が	な	
氏			名	
所	属	部	署	
職			名	
連	糸	各	先	

### 海外分配計画確認申請書

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

分配機関の名称 分配機関の長の氏名 印

ヒトES細胞の海外分配計画の指針に対する適合性について確認を受けたいので、ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針第20条第7項及び第8項の規定により、別紙のとおり申請します。

# 海外分配計画書

(1)	海外分配計画の	名称		
(2)	分配機関の名称	及びそのi	所在	E地並びに分配機関の長の氏名
	分 配 機 関	の名を	称	
	所 在	ţ	珐	
		ふりがフ	な	
		氏	名	
	分配機関の長	所属部	署	
		職	名	
(3)	分配責任者の氏:	名		
		ふりがフ	な	
		氏 :	名	
	分配責任者	所属部	署	
		職	名	

( .	4)	分配	をす	る油	外使	用機	関の名	呂称及びその所在地並びに国名
		海	外個	き用	機阝	目の 名	3 称	
		所			在		地	
		国					名	
( !	5)	分配	の方	法				
(	6)	分配	をす	る海	外使	を用機	関の値	吏用の期間
( .	7)	分配	に供	さ∤	iる E	: <b>ト</b> E	S細朋	包の入手先及びヒトES細胞株の名称
		۲	ŀΕ	Sá	細胞	の入号	手先	
		۲	ŀΕ	Sá	細胞:	株の名	呂称	
( ;	8) :	海外	使用	機関	の基	準に	関する	る説明
( !	9)	その	他必	要な	事項	Į		
		-	: (¾	毎外·	使用	機関カ	存す	ナる審査過程及び結果(海外分配計画) る国の法令又はこれに類するガイドラインに基づき ることを示す書類の写し及びその日本語による翻訴
O	事務	担当	連絡	·先				
	ふ	Ŋ	が	な				
	氏			名				
	所	属		署				
	職			名				
	連	糸	<u></u>	先				

# 倫理審査委員会における審査過程及び結果(海外分配計画)

(1)	倫理審査委員会の名称		

#### (2) 倫理審査委員会の構成

\ <b>—</b> / IIII	<b>华</b> 田 且 女	, 5 A V II	H-120				
	氏	名	性別	所	属	法人の 1.内 2.外	専門等*
委員長							
委 員							
				 		: : : : :	
				 		; ; ; ;	
						: : : : : :	
				 		! ! ! !	
				 		i k ! ! !	
				 		k	
						! ! !	

<sup>※</sup> 専門等には、生物学、医学、法律、生命倫理、一般の いずれかを記載してください。

(3) 審査結果の概要	
(4) その他特記すべき事項	

# 使用計画届出書

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

使用機関の名称 使用機関の長の氏名 印

ヒトES細胞の使用計画について、ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針第30条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり届け出ます。

# 使用計画書

(1) 使用計画の名称

(2)使用植	幾関	の :	名称》	及び <sup>.</sup>
			名	称
所	在			地
		ふ	りが	な
		氏		名
使用機関の	Ę	所	属部	署
		職		名
			りが	
	ļ	氏		名
使用機関の の 代 行 者		所	属部	图署
		職		名

(3)使用責任者の氏名、略歴、研究業績、教育研修の受講歴及び使用計画において果たす役割

	ふりがな	
	氏 名	
使用責任者	所属部署	
	職名	
略	歴	
	論 文	
研 究 業 績	取扱実績	
	修の受講歴	
	関において す 役 割	

(4) 研究者の氏名、略歴、研究業績、教育研修の受講歴及び使用計画において果たす 役割

		ふりがな	
研 :		氏 名	
	究 者	所属部署	
		職名	
	略	歴	
		論 文	
	研 究 業 績	取扱実績	
	教育研修の受講歴		
		関において す 役 割	
	^ /-	7 IX DI	

	目	的	
	必	要性	
(6)	使用の方	法及び期間	
	方	法	
	期	間	
(7)	使用に供	されるヒト	ES細胞株の入手先及びヒトES細胞株の名称
	入	手 先	
	細	胞名	
	した生殖	終了後のヒ 細胞の取扱 の基準に関	
		概要	
	施設	培養装置	
		管理体制	
	規	則	
	教育品	开修 計 画	

(5) 使用の目的及びその必要性

(10)使用に供されるヒトES細胞が外国から提供される場合における当該ヒトES 細胞の樹立及び譲受けの条件に関する説明

#### (11) その他必要な事項

添付資料 1:使用機関の倫理審査委員会における審査過程及び結果(別添:倫理審査委員会での具体的なやりとりがわかる資料)

添付資料2:(使用機関の倫理審査委員会の構成、組織及び運営並びにその議事の内容 の公開その他使用計画の審査に必要な手続きに関する規則の写し)

添付資料3:(ヒトES細胞の使用について遵守すべき技術的及び倫理的な事項に関する規則の写し)

#### 〇事務担当連絡先

ふ	りょ	<b>がな</b>	
氏		名	
所	属音	肾署	
職		名	
連	絡	先	

# 使用機関の倫理審査委員会における審査過程及び結果

(1)	倫理審査委員会の名称	
( I )	黒井田日女は云いつか	

#### (2) 倫理審査委員会の構成

	氏	名	性別	所	属	法人 1. 2.	内	専門等*
委員長						 		
委員								
				 		h		
				 		L		
				 		<b>.</b>		
				 		ļ		
				 		ļ		
						:		

<sup>※</sup> 専門等には、生物学、医学、法律、生命倫理、一般の いずれかを記載してください。

(3) 審査結果の概要	
(4) その他特記すべき事項	

### 使用計画変更届出書

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

使用機関の名称 使用機関の長の氏名 印

ヒトES細胞の使用計画の変更について、平成 年 月 日に了承したので、ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針第31条の規定により、別紙のとおり届け出ます。

## 使用計画変更書

(1)	1)使用計画の名称		
(2)	使用機関の名称	及びその所	在地並びに使用機関の長の氏名
	使 用 機 関	の名称	
	所 在	地	
		ふりがな	
		氏 名	
	使用機関の長	所属部署	
		職名	
(3)	使用責任者の氏:	名	
		ふりがな	
		氏 名	
	使用責任者	所属部署	
		職名	
		•	•

- (4)変更する事項 ES分配使用指針第28条第2項第○号に掲げる事項
- (5)変更の内容
- (6)変更の理由

添付資料:使用計画の変更に係る使用機関の倫理審査委員会における審査過程及び結果 (第28条第2項第1号、第3号及び第5号から第10号までに掲げる事項を変更する場合)

ふりか	<b>な</b>	
氏	名	
所属部	署	
職	名	
連絡	先	

### 使用計画の変更に係る使用機関の倫理審査委員会における 審査過程及び結果

(1)	倫理審査委員会の名称		

#### (2) 倫理審査委員会の構成

( <b>~</b> / im	在田田五	で見去の作	円 /火					
	氏	名	性別	Ē	听 「	禹	法人の 1.内 2.外	専門等*
委員長								
委 員								

<sup>※</sup> 専門等には、生物学、医学、法律、生命倫理、一般の いずれかを記載してください。

(3) 審査結果の概要	
(4) その他特記すべき事項	

### 使用計画変更届出書

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

使用機関の名称 使用機関の長の氏名 印

ヒトES細胞の使用計画について、ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針第28条第2項第2号に掲げる事項を変更したので、同指針第31条第3項の規定により、別紙のとおり届け出ます。

## 使用計画変更書

(1)	使用計画の名称				
(2)	変更後の使用機関	関の名称及び	びその所在地並びに使用機関の長の氏名 -		
	使 用 機 関	の名称			
	所 在	地			
		ふりがな			
		氏 名			
	使用機関の長	所属部署			
		職名			
(3)	使用責任者の氏名	名			
		ふりがな			
		氏 名			
	使用責任者	所属部署			
		職 名			

(4)変更の理由

ふ	IJ	が	な	
出			名	
所	属	部	署	
職			名	
連	糸	各	先	

### 生殖細胞の作成状況について

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

使用機関の名称 使用機関の長の氏名 印

生殖細胞の作成の状況について、使用責任者から生殖細胞作成状況報告書の 提出を受けたので、ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針第32条第4項 の規定により、当該報告書の写しを別紙のとおり提出します。

## 生殖細胞作成状況報告書

(1) 使用計画の名称			
(2)	使用機関の名称	及びその所	生地並びに使用機関の長の氏名
	使 用 機 関	の名称	
	所 在	地	
		ふりがな	
		氏 名	
	使用機関の長	所属部署	
		職名	
(3)	使用責任者の氏	名	
		ふりがな	
		氏 名	
	使用責任者	所属部署	
		職名	
			•

### (4) 生殖細胞の作成状況

స	りが	な	
氏		名	
所	属部	署	
職		名	
連	絡	先	

### ヒトES細胞の分配状況について

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

使用機関の名称 使用機関の長の氏名 印

ヒトES細胞の臨床利用機関への分配の状況について、使用責任者からヒト ES細胞分配状況報告書の提出を受けたので、ヒトES細胞の分配及び使用に 関する指針第32条第4項の規定により、当該報告書の写しを別紙のとおり提 出します。

### ヒトES細胞分配状況報告書

(1)	(1) 使用計画の名称				
(2)	使用機関の名称	及びその	所在	E地並びに使用機関の長の氏名	
	使 用 機 関	の名	称		
	所 在	;	地		
		ふりが	な		
		氏	名		
	使用機関の長	所属部	署		
		職	名		
(3) 使用責任者の氏名					
		ふりが	な		
		氏	名		
	使用責任者	所属部	署		
		職	名		

(4)	分配先の臨床利用機関の名称及びその所在地並びに責任者の氏名							
	臨床利用機	関の名称						
	所 在	地						
		ふりがな						
	臨床利用機関	氏 名						
	の責任者	所属部署						
		職名						
(5)	分配の要件(E	S分配使用拮	<b>旨針第7条)を満たすことの説明</b>					
(6)	分配したヒトES細胞株の名称							
(7)	臨床利用機関におけるヒトES細胞の取扱い							

〇事務担当連絡先

ふりがな

氏 名

所属部署職名名連絡先

### ヒトES細胞の使用の終了について

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

使用機関の名称 使用機関の長の氏名 印

ヒトES細胞の使用の終了について、使用責任者からヒトES細胞使用終了報告書の提出を受けたので、ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針第33条第2項の規定により、当該報告書の写しを別紙のとおり提出します。

# ヒトES細胞使用終了報告書

(1)	使用計画の名称				
(2)	使用機関の名称	及びその所	生地並びに使用機関の長の氏名		
	使 用 機 関	の名称			
	所 在	地			
		ふりがな			
		氏 名			
	使用機関の長	   所属部署 			
		職名			
(3)	使用責任者の氏	名			
		ふりがな			
		氏 名			
	使用責任者	   所属部署 			
		職名			

- (4)使用の結果
- (5) 残余のヒトES細胞等の取扱い

ふ	りが	な	
氏		名	
所	属 部	署	
職		名	
連	絡	先	

### 生殖細胞譲渡報告書

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

使用機関の名称 使用機関の長の氏名 印

ヒトES細胞から作成した生殖細胞の譲渡について、平成 年 月 日 に了承したので、ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針第35条第6項の規定により、別紙のとおり報告します。

# 生殖細胞の譲渡について

(1)	使用計画の名称				
(2)	使用機関の名称	<i>ኤፕ</i> ነ <i>ት ሰ</i>	所え	E地並びに使用機関の長の氏名	
\ <b>_</b> /	使用機関				
	所 在		地		
		ふりが	な		
		氏	名		
	使用機関の長	所属部	署		
		職	名		
(3)	使用責任者の氏	名			
		ふりが	な		
		氏	名		
	使用責任者	所属部	署		
		職	名		

(4)	譲渡先機関の名称及びその所在地並びに責任者の氏名
\ <del>-</del>	成皮儿及房の石が及びての川上心业ので具止省の氏石

譲渡先機関	目の名称	
所 在	地	
	ふりがな	
譲渡先機関の	氏 名	
責 任 者	所属部署	
	職名	

### (5) 譲渡先機関での生殖細胞の取扱い

ふ	IJ	が	な	
氏			名	
所	属	部	署	
職			名	
連	糸	各	先	

### 生殖細胞の使用の終了について

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

使用機関の名称 使用機関の長の氏名 印

生殖細胞の使用の終了について、使用責任者から生殖細胞使用終了報告書の 提出を受けたので、ヒトES細胞の分配および使用に関する指針第36条第3 項の規定により、当該報告書の写しを別紙のとおり提出します。

## 生殖細胞使用終了報告書

(1)	使用計画の名称				
(2)	使田機関の名称:	ひびその所ね	E地並びに使用機関の長の氏名		
(2)			12世間に区川成園の民の氏品		
	使用機関	の 名 称			
	所 在	地			
		ふりがな			
		氏 名			
	使用機関の長	所属部署			
		職名			
(3)	使用責任者の氏	名			
		ふりがな			
		氏 名			
	使用責任者	所属部署			
		職名			
'					

(	4	)	使	用	の	結	果
---	---	---	---	---	---	---	---

(5) ヒトES細胞から作成した残余の生殖細胞の取扱い

ふ	りが	な	
氏		名	
所	属 部	署	
職		名	
連	絡	先	